

第2編 自助・共助

第1章 災害への備え

第1節 自助・共助の重要性

東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺し、住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たしました。その経験を踏まえ、今後、発生が危惧されている**南海トラフ地震**等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

一方、従来、地域防災力向上のために活躍していた消防団や自主防災組織等は、少子高齢化等社会の変化に伴い活動が伸び悩む等の問題が発生しています。このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおける共助による防災活動を強化する必要があります。

市では、市民の皆さん、地域団体、企業等が行う自助・共助と市や防災関係機関等が行う公助を防災・減災の両輪として、一丸となった防災・減災対策を推進します。

市民の皆さん、地域団体、企業等は、市や諸団体が実施する様々な防災・減災の取り組みに積極的に参加したり、自ら自主防災に関わる活動を企画立案したりすることによって、協働して取り組みを実施し、自らや家族、地域、企業内の防災・減災力を強化していくことが求められます。

●災害時にあなたを助けてくれるのは誰でしょうか？

阪神・淡路大震災時に「生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったか」に関する調査結果をみると

「自力で」「家族に」等の**自助による救助は約67%**、

「友人・隣人に」等の**共助が約30%**、

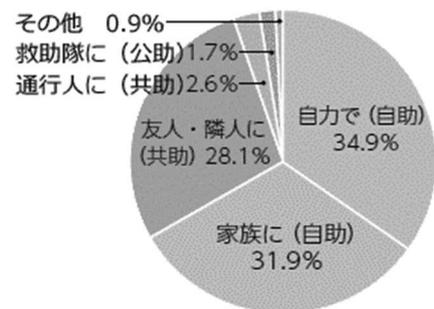
「救急や自衛隊等による公助」は2%にも満たない

割合であったとのことです。

阪神・淡路大震災では、被害が大きすぎて救急等が対応しきれないばかりか、道路の寸断等により現場にたどり着けない状態にあったとのことです。

この結果からも、災害時においていかに自助が重要か、いかに隣近所の共助が頼りになるかがわかります。

(出典：日本火災学会：1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書)



■ 生き埋めや倒壊した家屋に閉じ込められた際の救助方法

第2節 防災に対する知識を習得する



災害から身の安全を確保するには、正しい防災情報を理解し行動することが不可欠です。市民の皆さんは災害時に発表される防災情報を多様な手段で取得し防災行動を実施してください。

1 風水害に関する情報

大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意しましょう。（※「気象庁ガイドブック 2015」より引用）

- ☛ 気象庁が発表する特別警報・警報・注意報の基準 P. 43
- ☛ 県が発表する情報の内容 ①水位情報 P. 45

2 地震に関する情報

地震に関する情報としては、緊急地震速報があります。

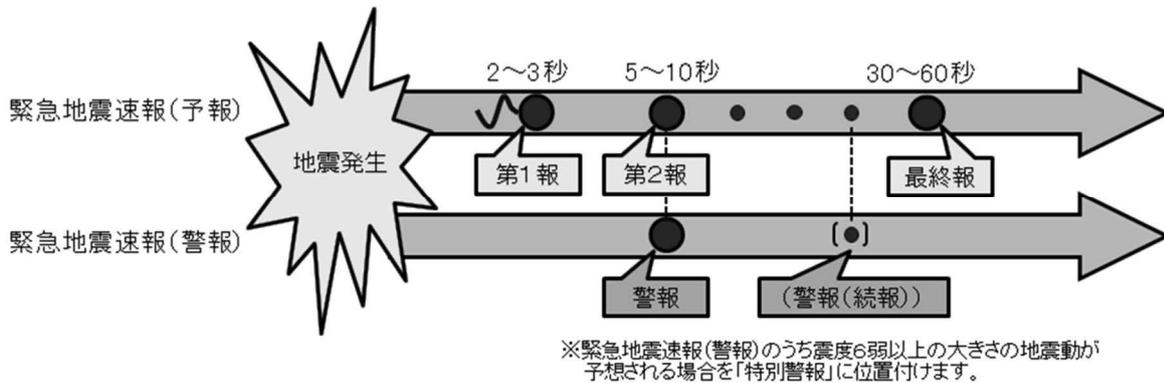
緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことです。強い揺れの前に、揺れが来ることを知ることで、わずかな時間の中に自らの身を守ったりすることができます。

ただし、緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合いません。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う等の限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するために、こうした限界を知っておきましょう。

☛ 気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容 ①地震に関する情報の内容 P. 44

緊急地震速報の種類

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類があります。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けています。



区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は 緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

※2 箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

3 津波に関する情報

津波に関する情報としては、気象庁が発表する**大津波警報**、**津波警報**、**津波注意報**、**津波情報**、**津波予報**があります。

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分程度）を目標に、**大津波警報**、**津波警報**又は**津波注意報**を、**津波予報**区単位（伊勢市は三重県南部の区域）で発表されます。

- 気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容 ②津波に関する情報の内容 P. 45

【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

4 土砂災害に関する情報

土砂災害に関する情報としては、主に土砂災害警戒情報とそれを補足する土砂災害警報判定メッシュ情報があります。

「土砂災害警戒情報」は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町における**【警戒レベル4】避難指示**発令や、市民の皆さんの自主避難開始判断の参考となるように、都道府県と気象庁が共同で発表する警報です。降雨から予測可能な土砂災害のうち、**【警戒レベル4】避難指示**の災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊が対象となっています。

「土砂災害警報判定メッシュ情報」は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予報に基づいて、土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に階級表示（10分ごとに更新）した分布図です。

土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、伊勢市を単位として発表していますが、土砂災害警報判定メッシュ情報は、市町境にとらわれず、領域内の土砂災害発生の危険度の高い地域を細かく把握することができます。

なお、土砂災害警戒情報と大雨警報（土砂災害）・大雨注意報は、気象状況等を総合的に判断して発表します。このため、これらの発表状況と土砂災害警報判定メッシュ情報とは、整合しない場合があります。

● 県が発表する情報の内容 ②土砂災害警戒情報 P.45

土砂災害警戒情報の概要

発表対象地域	土砂災害危険箇所を保有する市町
土砂災害警戒情報文の内容	警戒対象地域、強い雨が降る範囲（1時間30ミリ以上）、最大1時間雨量、雨域移動方向等。
発表基準	大雨（土砂災害）警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの降雨値が警戒基準に達した場合。土壌雨量指数と60分間積算雨量を用いて土砂災害発生の危険性を判断。
解除基準	降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合又は、無降雨状態が長時間続いている場合。

県の取り組み

1 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定

土砂災害に対する地域防災力の向上を目的とし、市町が実効性のある**地域防災計画**を策定するために、**土砂災害防止法**に基づいて基礎調査と区域指定を進めています。

特に特別警戒区域は土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、一定の行為が許可制となるほか、建築物の構造規制等の措置が講じられます。

（土砂災害防止法第7条・第9条）

県の取り組み

2 土砂災害警戒情報の提供

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表時において、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、県と津地方気象台が共同で発表しています。

なお、三重県土砂災害情報提供システムにおいて、土砂災害の切迫性や危険度と合わせて**土砂災害警戒区域**や土砂災害危険箇所を公表していますので、これらの情報を防災活動や**避難指示**等を住民へ発令する際の判断等に活用してください。

(土砂災害防止法第27条)

5 竜巻に関する情報

竜巻に関する情報は、気象庁より発表されます。竜巻発生の可能性に応じて、気象情報での案内から竜巻注意情報の提供まで、段階的に発表されます。

竜巻に関する情報の内容

情報発表のタイミング	情報名	情報の表記内容
半日～1日前	気象情報	左記の情報発表にて、「竜巻等、激しい突風のおそれ」と表記される。
数時間前	雷注意報	左記の情報発表にて、落雷、ひょう等とともに、「竜巻」も明記される。
0～1時間前	竜巻注意情報	この情報が発生された段階で「今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況になっていること」を示している。

6 避難に関する情報

市から市民の皆さんに避難を促すための避難情報には、「**[警戒レベル3]高齢者等避難**」、「**[警戒レベル4]避難指示**」、「**[警戒レベル5]緊急安全確保**」があります。避難に関する情報の内容をよく理解し、状況に応じて適切に行動しましょう。

また、市長は、基本法第63条第1項に基づき、災害が発生して生命に危険がある場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、禁止、退去を命ずることがあります。

☛避難指示等の実施機関 P.46

避難情報の種類

市が発令する避難情報は下記の5種類があります。これらの情報は、災害ごとに発令の目安となる基準を「避難判断伝達マニュアル」として整理し、ホームページで公表しています。

避難情報の種類

種類	内容
[警戒レベル3] 高齢者等避難	住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるものです(基本法第56条)。
[警戒レベル4] 避難指示	災害によって被害が予測される地域に住んでいる人に対して、避難を呼びかけるものです(基本法第60条)。
[警戒レベル5] 緊急安全確保	災害がすでに発生していて避難場所への移動が手遅れな場合などに、住民に命が助かるような行動を促す情報です。(基本法第60条)。
警戒区域	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができることとされています(基本法第63条)。

7 被害想定に関する情報

伊勢市に想定される各種災害の中で、特に影響が大きい災害について、その想定を「伊勢市防災マップ」にまとめています。家庭や学校、塾、職場などよく居る場所がどのような災害リスクがあるのか確認し、場所ごとに避難先を確認しておきましょう。

市の取り組み

3 伊勢市防災マップ

(危機管理課・監理課)

伊勢市では、下記のハザードマップとともに災害発生時に市民の皆さんが取るべき行動を記載した「伊勢市防災マップ」を作成しており、市のホームページで確認できます。また、危機管理課、総合支所窓口でも配布しています。

- 津波ハザードマップ：平成23年度 防潮堤等の施設がないとした場合 M=9.0
- 洪水ハザードマップ：宮川・勢田川・五十鈴川・五十鈴川水系・松下川・桧尻川・汁谷川・横輪川・外城田川・大堀川・相合川・有田川・笹笛川・江川
- 高潮ハザードマップ
- 内水ハザードマップ
- 土砂災害ハザードマップ

第3節 防災情報を入手する

防災情報を入手する

1 防災情報の入手先を確認する

1 防災情報の入手先を確認する

適切な避難を実施するためには、正しい情報を積極的に入手することが必要です。テレビやラジオ、インターネット、防災行政無線、メール配信サービスなど多くの方法での情報取得に努めてください。

① テレビ、ラジオ等

風水害・土砂災害に関する特別警報・警報・注意報、緊急地震速報等の情報は、気象台（津地方気象台）よりNHKや民間放送局を通じてテレビ・ラジオにて提供されます。

多くの放送局では、テレビ・ラジオでの緊急地震速報の報告音として、日本放送協会（NHK）のチャイム音を使用しています。緊急地震速報が放送されたことがわかるように、NHKホームページにて、チャイム音を視聴しておきましょう。

また、ケーブルテレビ行政チャンネル（「株式会社ZTV 伊勢放送局」123チャンネル）において、防災行政無線の内容をテロップにて流します。

② 緊急速報メール

現在、携帯電話事業者では、対応機種を対象に、同報機能を利用した緊急地震速報の配信を行っています。

受信対応機種及び受信するための設定等の詳細については、携帯電話各社へお問い合わせください。また、緊急地震速報が放送されたことがすぐに分かるように、通信事業者のホームページ等により、携帯電話の報知音を試聴しておきましょう。

③ 防災行政無線

災害が予想される場合、**[警戒レベル3] 高齢者等避難**、**[警戒レベル4] 避難指示**、**[警戒レベル5] 緊急安全確保**、**津波注意報**等の情報を、市内各所に設置された屋外拡声子局からのサイレンや音声、ケーブルテレビ行政チャンネルのテロップ等により提供しています。

④ インターネット

地域の状況・今後の予報等の詳細情報は、下記サイトより閲覧しましょう。

サイト名	概要
三重県河川国道事務所ホームページ	河川の現状映像（ライブカメラ）
国土交通省「川の防災情報」	川の水位、雨量、ダム水位
三重県防災対策部「防災みえ.jp」（県の取り組み）	緊急ニュース、県内の被害状況・避難情報等の発令状況、国・県管理の河川の水位等
三重県土砂災害情報提供システム	県内の雨量観測局における雨量、地すべり危険箇所の分布等
気象庁ホームページ	警報等の発表状況、土砂災害メッシュ情報
伊勢市ホームページ	通行止め状況、避難情報、土砂災害メッシュ情報

⑤ 防災アプリ

Yahoo!JAPANの防災速報アプリからも、伊勢市を自分の地域に設定するか位置情報を利用すれば、災害情報を取得することができます。

●東日本大震災時の津波・避難情報の入手先

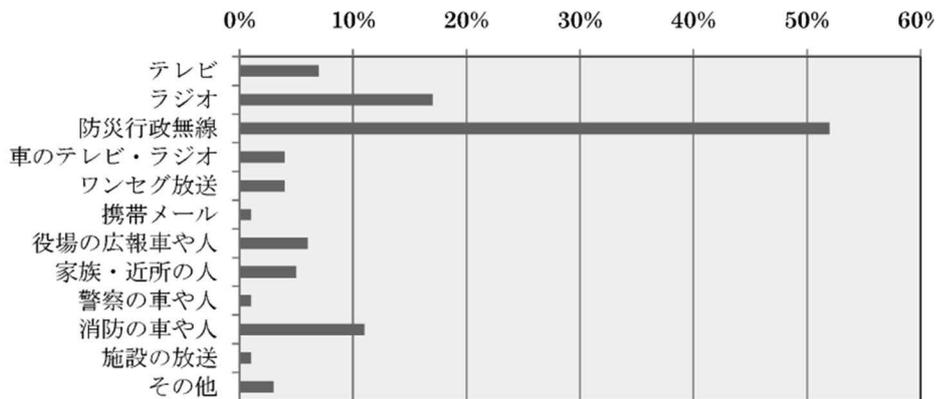


図1 津波警報の入手先

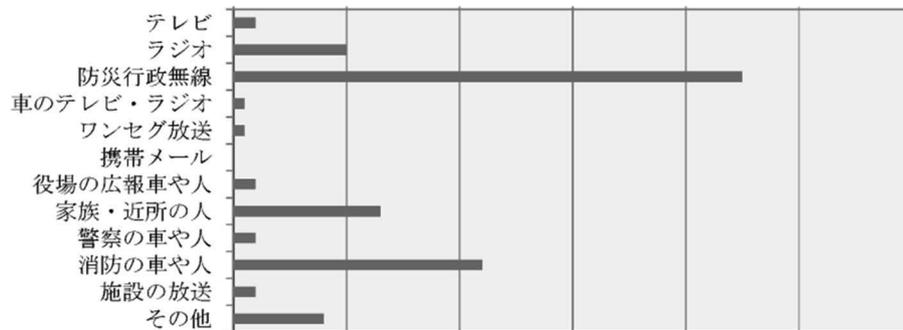


図2 避難の呼びかけの入手先

(出典：内閣府：災害時の避難に関する専門調査会津波防災に関するワーキンググループ 第2回会合資料)

市の取り組み

4 伊勢市防災総合システムの確認や登録 (危機管理課)

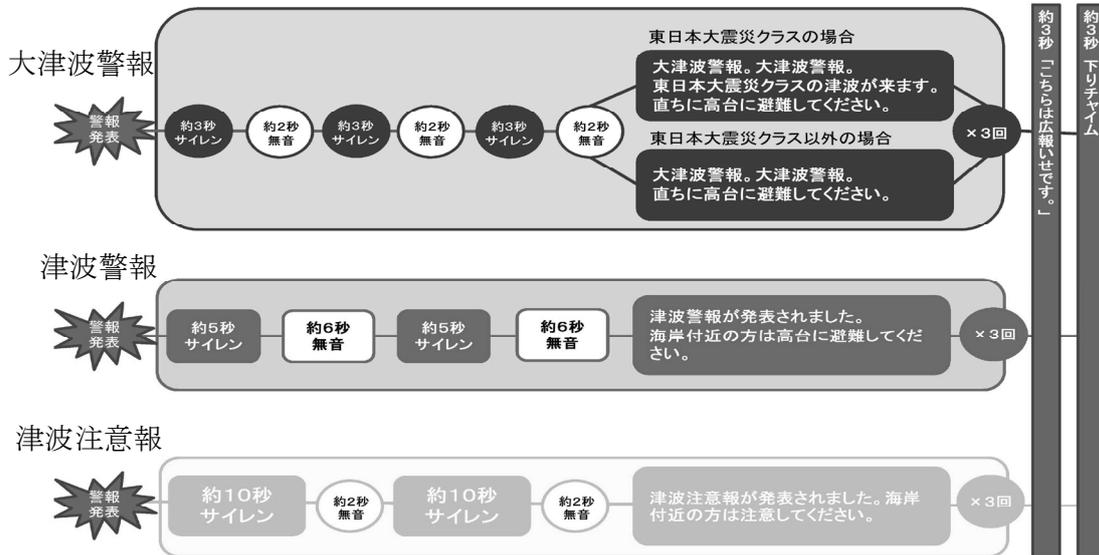
市では、災害に備え、平成22年度から平成25年度で合併後の防災行政無線の一元化・デジタル化整備を完了しました。災害の発生が予想される場合等、市民に、市内各所に設置された屋外拡声子局からのサイレンや音声により、防災情報をお知らせします。

なお、屋外拡声子局からの放送は、風雨の影響や、住宅の防音機能の向上により、聞き取りにくくなる場合もありますので、次の方法でも放送内容を確認することができます。

● 防災行政無線放送

市内に設置した屋外スピーカーから放送します。

なお、津波に関する情報は下記のとおり放送し、「**大津波警報**」「**津波警報**」が発表された場合には「**避難指示**」の発令のお知らせとなりますので、避難行動をとってください。



● 防災メール

防災行政無線の放送内容と火災情報、防犯情報を登録したメールアドレスへ配信するサービスです。

● 防災行政無線電話サービス

防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。

● 防災FAXサービス

防災行政無線の放送内容を登録されたFAXへ通知します。

● ケーブルテレビ行政チャンネル

防災行政無線の放送内容をケーブルテレビ行政チャンネルのテレビ画面に文字で情報流します。

● 緊急速報メール

[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保、津波注意報・津波警報・特別警報又は国民保護情報等の防災行政無線でお知らせする情報を当該エリアの携帯電話事業者の対応機種へ配信します。

県の取り組み

5 防災みえ.jp

三重県では緊急時の災害情報、気象情報、ライフラインの情報等をホームページで公開しています。また、注意報、警報、台風、地震、河川水位などの情報をメール配信するサービスを実施しています。

県の取り組み

6 災害情報共有システム（Lアラート）

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などの「情報発信者」と、それを伝える放送事業者・通信事業者などの「情報伝達者」を結ぶ共通基盤となるものが「災害情報共有システム（Lアラート）」です。本システムを活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じて住民への情報提供を実施しています。

第4節 家庭での対策

家庭での対策

- 1 家庭での日頃の備え
- 2 家族防災会議の開催
- 3 備蓄対策
- 4 建物・屋外での備え
- 5 応急救命措置対策
- 6 防災に関する団体、講習会への参加
- 7 被災後の生活再建のための対策

1 家庭での日頃の備え

市民の皆さんは、自分や家族の安全、財産を守るために主に下記の災害に対する準備をしてください。

(共通)

- ア 自分の避難先や非常時の持ち出し品を決めて災害に備えましょう。避難先は自分の家以外のよく居る場所からの避難先も併せて決めておきましょう。
- イ 家族防災会議を年に一度は開催しましょう。(2 家族防災会議の開催参照)
- ウ ライフラインの停止や、屋外への避難、避難生活施設での避難生活に備え、最低3日分(7日間分以上を目標としてください)の備蓄品、非常持ち出し品(食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等)を準備しておきましょう。(3 備蓄対策参照)
- エ 気象情報や市からの防災情報を取得するために、情報取得の手段を検討しておきましょう。

(地震)

- ア 家具や大型家庭電気製品等の地震による転倒に伴う死傷を防ぐため、転倒防止措置を施しておきましょう。
 - イ 家具類の上に重い物を置かないようにしましょう。置く場合は、地震の揺れに備え、落下防止措置を施しておきましょう。
 - ウ 食器棚等のガラスが、地震の揺れにより割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼るとともに、万一の飛散に備えスリッパを身近に用意しておきましょう。
 - エ コンロやストーブ等の火気を使用する器具の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置するとともに固定しましょう。
- なお、灯油等の燃料は缶に密閉して保存しておきましょう。

オ 就寝中の地震発生に備え、家具の転倒や天井の破損・落下から命を守るために安全な空間を確保することに努めましょう。就寝場所のそばに家具を配置しないことや、防災ベッド、防災シェルター等を活用することも有効な手段です。

カ 車を運転中に地震が発生した場合には、ゆっくりと道路の左側に車を寄せ停止させましょう。車を置いて避難する場合は、エンジンを止めてサイドブレーキをかけ、貴重品は残さず、鍵をつけたまま避難しましょう。車両を救助機関や道路管理者が災害対応のため移動させる必要が生じた場合に、動かすことができない場合にはレッカー車等で移動させることがあります。

(風水害)

ア 集中豪雨や河川の氾濫等により床上・床下浸水の発生が見込まれます。敷地や建物内への水の流入を防止できるように準備しておきましょう。具体的には、土のう袋の他、プランターにブルーシートを被せる方法や、ゴミ袋、レジ袋に水を入れ代用する方法もあります。また、自宅では、家財を移動させたり、畳を上げたりすることが必要です。そのために、日頃から家財の移動の手順や家族の役割分担を決めておきましょう。大切な書類等は、耐水保管ケースに保存しておく方法もあります。

市の取り組み

7 高齢者等宅の家具固定支援

(危機管理課)

家具の固定作業が難しい次の世帯を対象に市の費用負担で家具の固定を行います。実施時期は広報でお知らせし、まとめて申請の受付を行っています。

- 満 65 歳以上の方
- 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方
- 母子家庭（扶養する子が 20 歳未満）

県の取り組み

8 「My まっぷラン」の作成

三重県では、津波から県民の命を守るため、「My まっぷラン」という取り組みを進めています。配布される紙には、自分や家族の氏名、緊急時の持ち出し品の確認リストが付いているほか、大きな特徴として、裏面に各々の地域の詳細な地図が記載されています。いざというときに、どの道路・歩道を通って高台に避難するかを、あらかじめ住民が確認して記入することができるようになっています。実際に街中を歩いて調べておくと、避難場所に向かうまでに、地震のときに倒壊するかもしれないブロック塀や橋等、危険箇所を確認しておくことができます。こうした危険箇所を地図に記入し、事前に避難ルートを確認しておくことで、少しでも短い時間で安全に避難できるようにするものです。

伊勢市としては、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+ (プラス)」等を活用した地域独自の避難計画づくりの促進を図ります。

2 家族防災会議の開催

市民の皆さんは、家族で地震や津波の発生に備え、事前の防災対策、発災した際の役割分担、取るべき行動等について話し合う家族での防災会議を定期的で開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努めましょう。市では、年に一度の家族での防災会議を奨励しています。また、就学児童・生徒に県が配布している「**防災ノート**」には以下の項目についての話し合いを推奨しています。

- ・地震が起きた時に何処に避難するのか
- ・非常持ち出し品として何を備蓄するのか
- ・非常持ち出し品が何処に置いてあるのか
- ・津波から逃げる時に大切なことは何なのか
- ・通学中（通勤中）や良く行く場所で地震が発生した時の行動、避難先
- ・部屋の安全確保の方法
- ・家族と連絡を取る方法

県の取り組み

9 「防災ノート」の活用

三重県では、近い将来の発生が懸念されている**南海トラフ地震**等による地震及び津波から児童生徒の命を守るため、以下のような目的で**防災ノート**を作成し、県内すべての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等へ配布しています。

- 児童生徒が、地震及び津波による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力の育成。
- 児童生徒と保護者がともに家庭で**防災ノート**に取り組むことによる、家族の防災意識の向上と、家庭の防災対策の充実。

3 備蓄対策

基本法では、住民の責務として「食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずる」ことが明記されています。

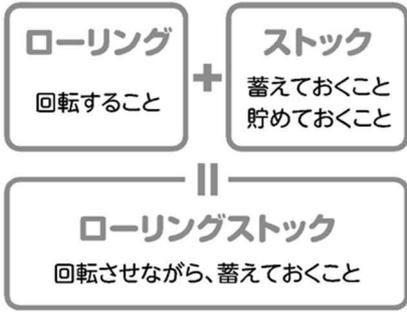
市民の皆さんは、被災直後の生活を支えるため、食料等の備蓄品について、家族一人あたり最低3日分（7日間分以上を目標としてください）の備蓄に努めましょう。また、乳幼児がいる家庭では、粉ミルク、おしりふき、紙おむつ等の備蓄に努め、持病をお持ちの方は日頃使用する薬を、高齢者や障がい者がいる家庭では、紙おむつや日頃使用する薬といったように、一人一人の生活事情に応じた道具、消耗品に配慮して備蓄しましょう。

備蓄については、災害時に初めて使用する特別なものを購入するのではなく、例えば、ティッシュやトイレットペーパー、ラップ、缶詰、ペットボトルの水等は、ストックを作って、順々に古い方から使い、日常生活のなかで、買い足していきましょう。

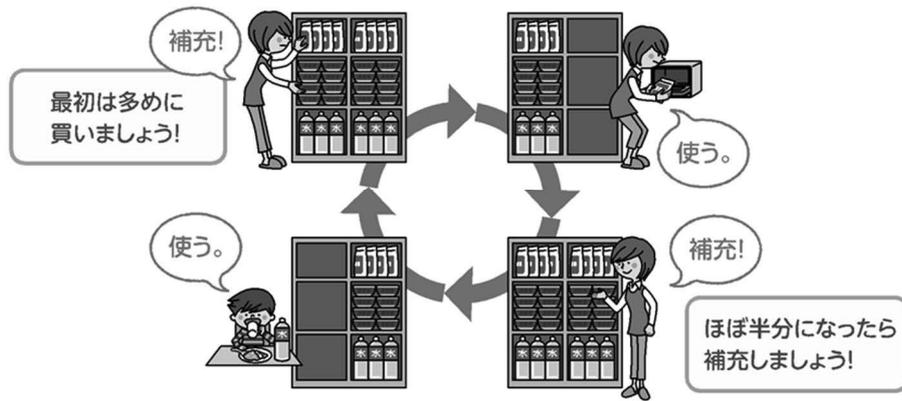
なお、ペットも家族の一員です。被災直後の生活を考慮し、食べなれていて保存のきくペットフードや水、予備の食器などを7日分準備しておきましょう。

また、市では、災害時の生活用水を確保するため、各家庭での井戸を市民の皆さんに開放する「災害用井戸」の登録制度を設けています。井戸をお持ちの方は、「災害用井戸」の登録にご協力ください。

かしこ びちく
ローリングストックで賢く備蓄を！



つまり…
日常生活の中で使う食材を多めに常備して使
いながら、いざという時のために備えるという
「安心・おいしい・賢い」食材のやりくりの方法
です。被災時、ライフラインが復旧したのに食
材不足…そんな状況を少しでも改善したい。普
段から食べなれている物を食べて、ほっと安心
したい。そのためには非常時の「買い占め」より
日常の「ローリングストック」をおすすめします。



常にストック食材が多めにある状態をキープしながら循環させるので、賞味
期限切れの無駄がなくなります！ ストック食材を積極的に使いましょう！

市の取り組み

10 伊勢市備蓄計画 (危機管理課)

各家庭、事業所の備蓄を基本としますが、大規模災害発生時等には家屋の被災や緊急避難等
により、備蓄物資を持ち出せないことも考えられます。このため災害発生に備えた自助・共助
により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、消防庁の「災害支援物資の備蓄・物流ガイドラ
イン検討会における公的備蓄の留意点」に基づき、①最低限、災害時の応援対策要員用の物資、
②住民、事業所等では備蓄・調達し難い物資、③要配慮者の避難生活に必要な物資等について
備蓄、調達体制の確保に努めます。

市の取り組み

11 災害用井戸の登録制度 (危機管理課)

災害時の生活用水を確保するため、小中学校等の避難所に防災井戸を設置するとともに、市
民の皆さんが所有する井戸を災害時に地域の方等に開放していただく「災害用井戸」の登録を
行っています。登録されている井戸は、現場にプレートで表示をし、併せて伊勢市のホームペ
ージで公開しています。

4 建物、屋外での備え

① 自宅の耐震化・防火対策

自宅の耐震化、窓ガラスや外壁タイルの落下防止、防火対策等、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努めましょう。

また、空き家を保有・管理している市民の皆さんは、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や強風による倒壊、出火防止対策あるいは撤去に努めましょう。

② ブロック塀等の避難時の安全対策

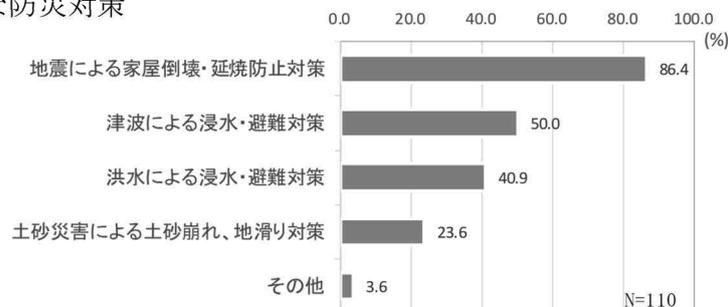
地震時においては老朽家屋やコンクリートブロック塀等が倒壊しやすく、特に狭い路地では通行人に危険が生じたり、道路を塞いだりすることがあります。市民の皆さんは、コンクリートブロック塀等の倒壊による危険性や対策の必要性について理解し、危険なブロック塀の補強・撤去等に努めましょう。

また、市民の皆さんは、災害時の屋外避難の際の安全性を把握するために、日頃から、避難経路にある側溝や、マンホールの位置を確認することに努めましょう。また、屋外広告物の表示者等は、地震の揺れや強風等による屋外広告物の落下防止に努めましょう。

●地域で必要な防災対策

自主防災組織に対して、「貴組織が所属する地域とその周辺における防災対策としては何が重要だと思いますか？」と尋ねたところ、全体で最も多いのは「地震による家屋倒壊・延焼防止対策」で86.4%、次いで「津波による浸水・避難対策」50.0%、「洪水による浸水・避難対策」40.9%となっています。消火訓練や、避難訓練を重ねて、地域の防災力を向上させる必要があります。

■地域で必要な防災対策



(出典：伊勢市自主防災組織に関するアンケート調査報告書(平成26年5月実施))

県の取り組み

12 三重県避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金

第1次緊急輸送道路沿道の昭和56年5月31日以前に新築工事着手した建築物で、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物の所有者は、建築物の耐震診断を行なうことが義務付けられています。耐震診断が実施されていない場合は、耐震診断に係る費用について全額補助を受けることができます。(ただし、補助の上限があります。)

市の取り組み

13 木造住宅の無料耐震診断・耐震補強(設計・工事等)補助制度 (住宅政策課)

① 木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月以前に着工された木造住宅(鉄骨造やプレハブ住宅、ログハウス等は対象外)で3階建て以下の専用住宅、共同住宅、長屋建住宅、併用住宅(延床面積の1/2超が住宅部分)を対象に無料で耐震診断を実施します。

② 木造住宅耐震補強設計事業費補助金

木造住宅の無料耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と診断された場合で、耐震補強設計書を作成する場合に要した費用の2/3(上限あり)の補助を受けることができます。

③ 木造住宅耐震補強事業費補助金

区域要件等の一定の条件を満たす建物の耐震補強工事、準耐震補強工事、リフォーム工事、空家除却工事を行う際に要した費用の一部(上限は工事により異なる)を受けることができます。

市の取り組み

14 住宅の耐震改修促進税制措置

(課税課)

① 所得税額の特別控除

住宅の耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の10%相当額(25万円上限)が耐震改修を行った年分の所得税額から控除されます。(昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限る。)

② 固定資産税額の減額措置

耐震改修を行った住宅の固定資産税(120㎡相当部分まで)の税額が一定期間1/2となります。

市の取り組み

15 ブロック塀等撤去事業補助制度

(住宅政策課)

一定の条件を満たすブロック塀等(道路に面しており、道路面からの高さが1mを超えるもの。隣との境界にあるブロック塀等は対象外)を壊す際に要した費用の一部(上限あり)の補助を受けることができます。

5 応急救命措置対策

市民の皆さん、事業所は、災害発生時の救命に不可欠な応急手当に対応するため、救命講習を受講する等、心肺蘇生法(AED含む)やけがの応急手当の習得に努めましょう。

市の取り組み

16 救命講習の実施

(消防課)

消防本部では、心肺蘇生法(AED含む)や、けがの応急手当を習得していただくため、市民の皆さんや市内の事業所等を対象として救命講習を行っています。実施日程については、伊勢市ホームページをご覧ください。

市の取り組み**17 AED（自動体外式除細動器）の貸出****（健康課）**

何らかの要因で心室細動等による心停止になった場合に備え、市民の皆さんが参加する地域でのイベントやスポーツ大会等、AED（自動体外式除細動器）を一時的に必要なときに活用していただけるよう、無料で貸し出しを行っています。

6 防災に関する団体、講習会への参加

市民の皆さんは、地域の自主防災組織や消防団、各種ボランティア団体などに積極的に参加し、日頃から防災活動等への協力を努めましょう。また、各種講習会などに参加して防災に関する知識を深めましょう。

県の取り組み**18 三重県・三重大学 みえ防災・減災センター**

三重県と三重大学が共同して設立した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、本県の地域防災力の向上を図るため、主に次の事業に取り組んでいます。

○人材育成・活躍事業

即戦力としての活用を目指した人材育成と、「みえ防災人材バンク」の仕組みによる人材資源の発掘と活用

○地域・企業支援事業

- ・地域・企業・市町等が活用できる相談窓口の運用と交流の場の提供
- ・企業の災害対応力向上に向けた、事業継続計画（BCP）策定支援等による企業支援

○情報収集・啓発事業

県民の防災意識の向上を図るための、「みえ防災・減災アーカイブ」の運用や防災啓発事業の企画・実施

○調査・研究事業

地震災害・気象災害等をテーマとした、地域課題の解決に資する調査研究

市の取り組み**19 伊勢市防災センター****（危機管理課）**

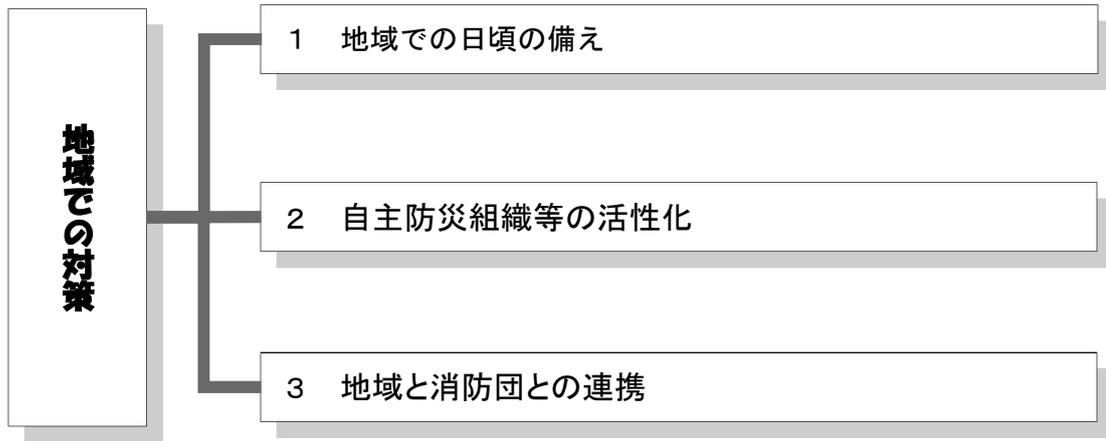
防災について子供から大人まで「見て」「体験して」楽しく学べる防災体験学習室の利用と、防災研修室、防災多目的ホールの活用により、防災センターが「もしも」の災害に対応できる防災に関する知識と技術を身につける「市民防災学習の場」となるよう努めます。

また、地域住民等を対象に伊勢市防災大学を開催し、防災意識の向上に取り組んでいます。

7 被災後の生活再建のための対策

被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、各種の保険、住宅火災保険、自動車保険、傷害保険等に加入する等の対策を講じるよう努めましょう。

第5節 地域での対策



1 地域での日頃の備え

地域の皆さんは、人命の安全を第一として、互いが協力し合い、混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめるために主に下記の災害に対する準備をしてください。

- ア 防災訓練、避難訓練や防災講習会を実施し、地域の防災に対する意識を高めましょう。
- イ 地域での連絡網を整備しておきましょう。
- ウ **要配慮者**が何処に住んでいるのか把握しておきましょう。
- エ 地域での備蓄に努めましょう。
- オ 自主防災隊の活動に参加しましょう。
- カ 地域内の危険箇所を確認しておきましょう。

市の取り組み

20 防災講習・防災訓練の実施、防災アドバイザーの活用 (危機管理課)

地域における防災の取組みを促進するため、自治会や自主防災隊及び小中学校等からの要請に応じ、防災講習や防災訓練実施のアドバイスをしています。また、訓練内容によっては消防職員を派遣します。

県の取り組み

21 防災啓発専門員・指導員、地震体験車の派遣

防災啓発に専門的に取り組む「防災啓発専門員」、「防災技術指導員」を地域で開催される防災講習会や訓練に派遣するとともに、地震の揺れを体験するための防災啓発車（地震体験車）を派遣し、啓発活動を実施しています。

2 自主防災組織等の活性化

地域では、自主防災組織の結成をはじめ、組織等への参加・協力を促進するため、県や市が実施する人材育成事業等を活用し、啓発活動や防災講習、防災訓練等を継続的に実施するとともに、必要な資機材等の充実により、自主防災組織活動を活性化しましょう。一方、市民の皆さんは、自主防災組織等の活動に参画するように努めましょう。

また、自主防災組織等の強化及び地域間の連携を強化するため、県が実施する防災大賞表彰式への参加や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等を有効に活用し他地域の自主防災組織との交流を図りましょう。

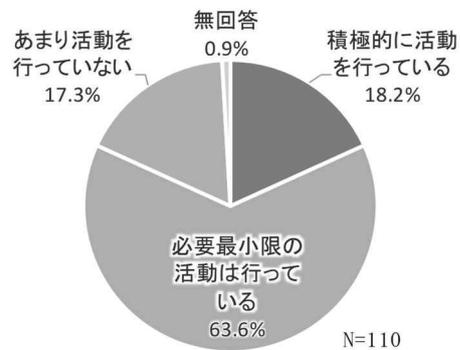
さらに、災害発生初動期における円滑な避難所運営を図るため、地域の話し合いや防災訓練等の結果を反映しながら、自治会等と共同して避難所運営マニュアルを作成し、地域の実情に応じて、必要な見直しを行いその充実に努めましょう。

●自主防災組織の活動状況

自主防災組織に対して、「自主防災組織の活動は積極的に行っていますか？」と尋ねたところ、積極的に活動を行っている組織は全体の18.2%となっています。

必要最小限の活動を行っている組織を含めると8割超となりますが、さらなる自主防災組織の活性化が必要です。

(出典：伊勢市自主防災組織に関するアンケート調査報告書) (平成26年5月実施) 報告書)

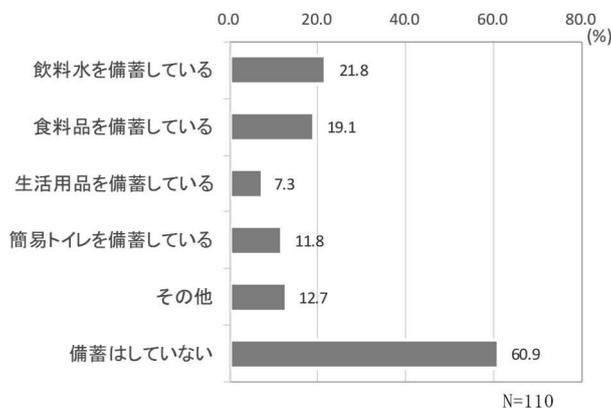


●自主防災組織の備蓄状況

自主防災組織に対して、「災害時に備えた備蓄を行っていますか？」と尋ねたところ、備蓄をしている組織は少なく、60.9%は「備蓄はしていない」と回答しています。備蓄で最も多いのは「飲料水を備蓄している」で21.8%、次いで「食料品を備蓄している」19.1%、「簡易トイレを備蓄している」11.8%となっています。

各家庭での備蓄を促進するとともに、自主防災組織での備蓄も促進していくことが必要です。

■自主防災組織の備蓄状況



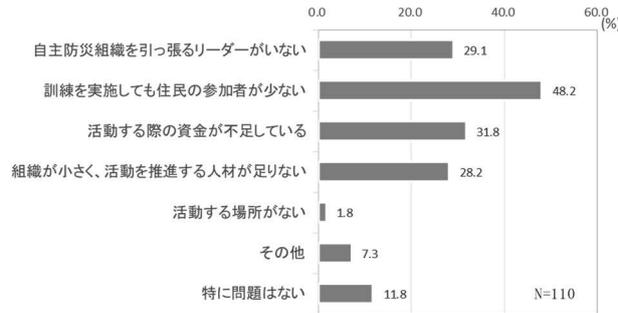
(出典：伊勢市自主防災組織に関するアンケート調査 (平成26年5月実施) 報告書)

●自主防災組織の活動にあたっての問題点・課題

自主防災組織に対して、「活動に際しての問題点としてはどのようなことがありますか？」と尋ねたところ、全体で最も多いのは「訓練を実施しても住民の参加者が少ない」で48.2%、次いで「活動する際の資金が不足している」31.8%、「自主防災組織を引っ張るリーダーがない」29.1%、「組織が小さく、活動を推進する人材が足りない」28.2%となっています。

人材不足に関する課題が多く、地域住民の協力・参加を促進するとともに、活動を主体的に担う人材の育成が必要です。

■自主防災組織の活動上の問題点・課題



(出典：伊勢市自主防災組織に関するアンケート調査報告書) (平成26年5月実施) 報告書)

市の取り組み

2.2 地域への防災資機材等の購入資金支援

(危機管理課)

地域の自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織及び自治会の行う防災資機材等の購入、防災資機材等の整備・修繕、避難路等の整備に対して、一定の限度内で補助金を交付しています。

市の取り組み

2.3 防災訓練実施にかかる助成

(危機管理課)

自主防災組織が地域住民と一緒に防災訓練を実施した際に、年1回を限度として一律30,000円を助成します。

市の取り組み

2.4 防災訓練における災害補償体制

(危機管理課)

市が主催する訓練や、自主防災組織等が予め市に訓練計画を提出いただいた訓練において死亡、負傷等の災害が生じた場合、市がその被害者に対して損害賠償及び災害補償を行うため、財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度への加入を要綱で定め、訓練における災害補償体制の確立を図っています。

市の取り組み

25 避難所運営マニュアル作成支援

(危機管理課)

災害の規模が大きくなれば行政機能も被災するおそれがあり、その場合、集まった地域住民自身の手で避難所運営を行うことが必要になります。

避難所運営を円滑に行うためには、事前に住民等が中心になり、避難所になる施設の管理者、そして行政の担当者と協働して、いざというときの避難所運営をどのように行うのか、特に、災害発生直後の初動期をどう乗り越えるのかを話し合い、訓練しておくことが大切です。

そこで、市では、各地域が主体となって避難所運営ができるようマニュアル作成支援をしています。「避難所初動マニュアル」は、災害発生直後の初動期に「なにを」「いつまでに」するのか、事前に話し合った結果を形にして、いざというときにその通り動けるようにするためのものです。話し合いや訓練の結果を反映して作成されるものであることから、話し合いや訓練毎に見直し、地域にあったきめ細かいものに作り替えていく必要があります。

3 地域と消防団との連携

消防団は、市の条例に基づいて設置される消防機関の一つで、非常備消防機関です。

また、消防団員は非常勤特別職の地方公務員で、普段は他の職業や学業を持ちながら、「自分たちの まちは自分たちで守る」という精神に基づき、団結して地域防災にあたっています。災害時には地域と消防団が連携して活動をしていただくこととなりますので、日頃の訓練から交流を図りましょう。

県の取り組み

26 「ちから・いのち・きずなプロジェクト」

地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織を充実強化し、「地域の組織力」を発揮するための新たな仕組みを目指すプロジェクトを実施しています。

第6節 事業所の防災対策

事業所の防災対策

- 1 職場での日頃の備え
- 2 防災計画 や事業継続計画（BCP）の作成
- 3 消防団活動への協力
- 4 従業員等への防災知識の普及、防災訓練の実施
- 5 管理監督者に対する指導等
- 6 災害に備えた協定等の締結
- 7 自主防災体制の強化

1 職場での日頃の備え

企業の皆さんは、職場でも家庭と同様に、人命の安全を第一として、互いが協力し合い、混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとします。

（共通）

- ア 災害発生直後に必要な物資は確保する事が難しくなります。市では事業所向けに備蓄をしていませんので、来訪していた顧客等の安全確保や従業員の帰宅困難対策に必要な物資、また、事業継続や速やかな復旧活動を行うための物資は事業所自らが備えておきましょう。
- イ 職場の場所はどのような災害の危険性があるのか伊勢市防災マップで確認しておきましょう。
- ウ 気象情報や市からの防災情報を取得するために、情報取得の手段を検討しておきましょう。

（地震）

- ア 地震の発生による商品、備品等の転倒に伴う死傷を防ぐため、棚等の転倒防止措置を施しましょう。
- イ 棚類の上に重い物を置かないようにしましょう。置く場合は地震の揺れによる落下防止措置を施しておきましょう。
- ウ 窓等のガラスが地震の揺れや強風により割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておきましょう。
- エ コンロやストーブ等の火気を使用する給湯室の周りには、燃え易い物を置かないようにしましょう。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置するとともに固定しましょう。なお、灯油等の燃料は缶に密閉して保存しておきましょう。

(風水害)

- ア 従業員の役割分担を決めておきましょう。
- イ 集中豪雨や河川の氾濫等により床上・床下浸水の発生が見込まれます。敷地や建物内への水の流入を防止できるように準備しておきましょう。

2 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成

各企業・事業所においては、災害時における顧客等・従業員等の安全確保を図り、被災による生産力の低下や資産の喪失を最小限にとどめましょう。また、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓等を踏まえた防災計画や**事業継続計画（BCP）**の作成に努めましょう。

県の取り組み**27 三重県中小企業BCPモデル**

三重県では、三重大学と連携・協働して、中小企業が大规模災害発生に備え、被害を最小限に抑え、速やかに復旧を行うため、「三重県中小企業BCPモデル」を作成しています。

このモデルは、経費や日数を掛けることなく取り組みやすいように、できるだけ記入個所を少なくし、チェック方式や選択方式で検討が進められる「**事業継続計画**」になっています。

県の取り組み**28 みえ企業等防災ネットワーク**

民間企業・団体、行政、大学等で構成し、企業等の自然災害に対する被害の軽減や復旧の迅速化を目指すことを目的に設置されたネットワークで、三重県と三重大学が共同して設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」が事務局機能を担っています。

3 消防団活動への協力

各企業、事業所においては、地域の消防防災力の充実強化を一層推進するため、消防団活動に積極的に協力してください。

市の取り組み**29 消防団協力事業所表示制度の普及** (消防課)

地域の消防防災力の充実強化を一層推進するため、伊勢市消防団協力事業所表示制度実施要綱で必要な事項を定め、消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付しています。

4 従業員等への防災知識等の普及、防災訓練の実施

各企業・事業所においては、災害時の対応能力を強化するため、市が開催する防災講習会や**防災アドバイザー制度**等の活用による防災思想・知識の習得を図るとともに、防災訓練への参画に努めましょう。

また、救出救護を担当する従業員には救命講習を受講させ応急手当の基礎知識と実技を定期的に学ばせましょう。

5 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施します。市の実施する保安講習等を受講し、危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図りましょう。

また、施設の特異性に応じた防災訓練を実施するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信しましょう。

市の取り組み 17 救命講習の実施

市の取り組み 21 防災講習・防災講座の実施、防災アドバイザーの活用

県の取り組み 22 防災啓発専門員・指導員、地震体験車の派遣

6 災害に備えた協定の締結

各企業・事業所においては、災害時における市民生活の早期安定を図るため、生活物資の供給、駐車場の一時使用、**帰宅困難者**の一時的な滞在の受入れ、福祉避難所としての使用等に関する協定締結にご協力ください。

市の取り組み

30 災害時における物資供給等に関する協定締結の促進 (危機管理課)

災害時には、伊勢市だけで災害に対応することは困難なため、他市、公共的団体、民間事業者等と相互に協力して災害時における対応、市民生活の早期安定を図るための協定締結を促進しています。

7 自主防災体制

民間施設の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との連携を推進し、施設の管理者、自治会、住民等が一体となった自主防災体制の確立に努めましょう。

市の取り組み

31 事業所に対する消防計画作成指導及び訓練指導 (予防課)

一定規模以上の施設の事業者には、消防法に基づき防火管理者を置くことが義務付けられています。

また、防火管理者は、自衛消防の組織や火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報訓練、避難誘導方法等、必要な事項を定めた消防計画を作成する必要があります。

市では消防計画作成にかかる指導及び計画に基づく訓練指導を行っています。

第7節 協働による防災まちづくり

協働による防災まちづくり

- 1 地域ごとの津波避難計画を策定する
- 2 災害時に支援が必要な人を地域で守る
- 3 帰宅困難者、観光客を支援する
- 4 地区防災計画を作成する

1 地域ごとの津波避難計画を策定する

南海トラフ地震等の際に予想される津波の高さや到達時間、被害の様相は市内の各地域により大きく異なります。また、地域での土地利用や市民生活にも特性があることから、地域ごとの避難計画が必要です。各地域は、自治会、自主防災組織等が連携して、ワークショップなどの方法により、被害想定や危険箇所の確認を行うとともに、地域の助け合いの体制づくりや津波避難計画の策定に努めましょう。

市の取り組み

3 2 地域による津波避難計画の作成支援 (危機管理課)

市では、地域が作成する津波避難計画の作成を支援します。

市の取り組み

3 3 津波避難訓練の実施 (危機管理課)

市内の津波浸水想定区域を対象として、津波避難訓練を実施します。訓練では地域で作成した津波避難計画の有効性の検証を行います。

2 災害時に支援が必要な人を地域で守る

高齢者や障がい者、妊産婦、外国人の方など、避難行動や避難所での生活等に配慮が必要な方を「**要配慮者**」といいます。このうち、在宅の要介護高齢者や重度障がい者等、特に避難行動に支援を必要とする方を「**避難行動要支援者**」といい、**避難行動要支援者**のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難で、避難支援等関係者（防災ささえあい名簿の提供先）に個人情報を提供することについて同意した人を「防災ささえあい名簿」へ登録します。

個別避難計画では、**避難行動要支援者の皆さん**が「誰と」「どこへ」「どのように」避難するのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人の具体的な「個別避難計画」を定めます。

☛避難行動要支援者対策 P. 49

市の取り組み

3 4 避難行動要支援者の安全確保

(高齢・障がい福祉課)

避難行動要支援者制度とは、高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人の情報を、本人や家族などの同意に基づき「**防災ささえあい名簿**」に登録し、避難支援等関係者に平常時から提供することで、日頃の見守り活動や災害時の支援体制づくりに役立てる制度です。

この制度では、**避難行動要支援者**の皆さんが「誰と」「どこへ」「どのように」避難をするのか、また避難の際や避難所では「どのようなことに気をつけるのか」といった、一人一人の具体的な「**個別避難計画**」を地域の皆さんと一緒に作成し、災害に備えることを目的としています。

避難行動要支援者への支援については、具体的な方向性を「**伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画**」において定めています。

3 帰宅困難者、観光客を支援する

伊勢市には年間を通じて市外から多くの観光客が訪れます。災害発生時には市内各地で観光客や通学、通勤の滞留による混乱が発生するものと想定されます。このため、観光施設や駅だけでなく、周辺の旅館、商店、地域等も連携しながら、**帰宅困難者**、観光客の支援を行いましょよう。

4 地区防災計画を作成する

東日本大震災において、自助・共助・公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、地域住民や事業者が行う自発的な防災活動に関する**地区防災計画**制度が平成25年災害対策基本法改正により創設されました。

地区防災計画を作成する目的は、地域防災力を高め、その結果、平常時・災害時等を通して地域コミュニティを維持・活性化することにあります。そのために、まずこの目的を共有する地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動を行える体制を構築することが必要です。

地域で作成した**地区防災計画**は、伊勢市**防災会議**に提出することにより協議が行われ、一定の実効性があると認められる際に、本**地域防災計画**の中に位置づけられていきます。地域においては、地域防災力を向上させるため、地域コミュニティごとに防災活動を効果的に実施できるように、地区の特性を踏まえた実践的な**地区防災計画**の作成に努めましょう。

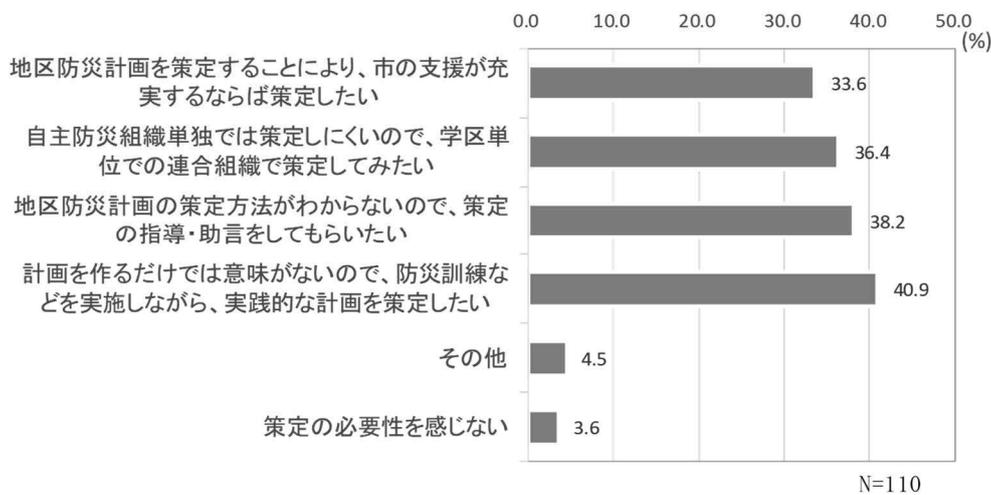
●地区防災計画の策定に対する自主防災組織の意識

自主防災組織に対して、「地区防災計画の策定についてどのようにお考えですか?」と尋ねたところ、大多数の組織が策定の必要性を認識しています。

全体で最も多いのは「計画を作るだけでは意味がないので、防災訓練等を実施しながら、実践的な計画を策定したい」で40.9%、次いで「地区防災計画の策定方法がわからないので、策定の指導・助言をしてもらいたい」38.2%、「自主防災組織単独では策定しにくいので、学区単位での連合組織で策定してみたい」36.4%となっています。

この結果からも、今後は地区防災計画の策定方法や策定に合わせた計画の活用方法等についても明確にしていく必要があります。

■地区防災計画の策定について



(出典：伊勢市自主防災組織に関するアンケート調査(平成26年5月実施)報告書)

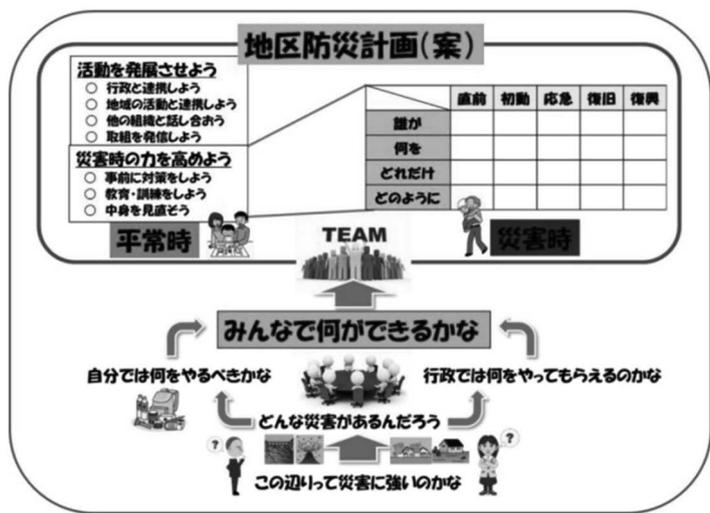
市の取り組み

35 地域による地区防災計画の作成支援

(危機管理課)

共助による地域防災力強化の観点から、平成25年基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。同制度は、地区居住者等が市町村防災会議に対して、地区防災計画について提案することができる計画提案という住民参加型の仕組みとなっています。

市では、自主防災組織等による地区防災計画の策定を支援します。



第2章 いのちを守る

第1節 災害から身を守る

災害から身を守る

1 災害発生時の行動

1 災害発生時の行動

災害による被害を最小限にするには、日頃から災害発生時の行動を身につけておく必要があります。いざというとき、慌てないで冷静に行動しましょう。

① 風水害

- ア 窓や雨戸の戸締り、倒れやすい、飛ばされやすいものの固定、水はけの悪い場所の掃除を早めにしておきましょう。
- イ 非常持ち出し袋の準備、飛散防止のためガラス面にテープを貼るなど家の中の備えをしましょう。
- ウ 家族の移動の手順や役割分担にしたがって、家財や商品、機器等を移動させたり、畳を上げたりしましょう。
- エ テレビ、ラジオ、インターネットやメール配信サービスなどの多くの方法を利用し、積極的に気象情報、河川の水位情報等を入手しましょう。
- オ 川の水位上昇に注意しましょう。
- カ 近所で協力しあって土のうなどによる浸水防止に努めましょう。地下室・地下駐車場のある敷地では、道路からの雨水の流入を防止するため、早めに対処しましょう。
- キ 風呂、洗濯等の大量の排水を抑えて、少しでも下水道への排水量を増やさないようにしましょう。
- ク **高齢者等避難**や**避難指示**などの避難情報が発令された場合には、身体や家庭の状況、お住まいの場所を考慮して早めに避難しましょう。避難にあたっては、低地を避ける、崖下や川沿いを避ける、橋を渡らない方向に移動するなど心掛けて指定避難所や知人宅への水平方向の避難のほか、屋外への避難に危険を感じる状況であれば、自宅の上層階等の垂直方向へ避難しましょう。
- ケ 隣近所や、そこにいる人みんなが声をかけあって、集団で避難しましょう。
- コ **要配慮者**を優先的に避難させましょう。

サ うわさやデマに惑わされず、テレビ、ラジオ、防災行政無線等から正しい情報を入手し、的確に行動しましょう。

② 地震・津波

- ア 緊急地震速報が聞こえたら、まもなく強い揺れが発生すると考えて下さい。地震が起きたら、慌てて屋外へ飛び出さず、倒れやすい家具から離れたり、頭を抱えて低い姿勢を取ったり、机の下に移動する等、まず自分の身の安全を確保しましょう。
- イ 地震発生前に余裕がある場合には、戸を開けて出口を確保しましょう。戸を閉めたままだと建物がゆがみ、出入口が開かなくなることがあります。地震の発生後は、部屋からの脱出場所として確保しましょう。
- ウ 火が出たら「火事だ」と大声で叫び、隣近所にも協力を求め初期消火に努めましょう。
- エ 家族が無事か確認しましょう。
- オ 屋外へ出るときは瓦やガラス、看板等の落下物に注意し、落ち着いて行動しましょう。
- カ 津波に関する情報（**大津波警報**、**津波警報**、**津波注意報**）が発表された場合に市は、防災行政無線のサイレンや放送、メール配信などで周知を行います。できるだけ車の使用は避け、身体の状態や家族の状況、地震発生時の居場所、避難開始時間等の状況に応じて、可能な限り安全度ランクの高い津波緊急避難所（場所）や高台へ原則徒歩で避難しましょう。
- キ 屋外へ避難するときは、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切りましょう。持ち物は非常持出品に限る等、最小限とし、**要配慮者**のいる家庭は、隣近所で協力し合い、早めに避難しましょう。
- ク ブロック塀や門柱、自動販売機等は地震の揺れにより倒れやすくなっているので、狭い路地やブロック塀には近づかないようにしましょう。
- ケ 山間部や沿岸部で地震を感じた場合には、現地から早く離れ、山崩れ、崖崩れ、津波に注意しましょう。
- コ うわさやデマに惑わされず、テレビ、ラジオ、防災行政無線等から正しい情報を入手し、的確に行動しましょう。

第2節 適切な避難行動をとる

適切な避難行動をとる

- 1 避難の考え方
- 2 風水害から避難する
- 3 地震から避難する
- 4 津波から避難する
- 5 ペットと一緒に避難する

1 避難の考え方

「避難」とは災難を避けることを目的として行う行動であり、市の指定避難所に必ずしも水平移動することが目的ではありません。過去の災害では屋外が危険な状況であるにもかかわらず、水平移動をしたがために被害に遭われたこともあります。身体の状態や自宅の状況などから最適な「避難」を行ってください。

●安全確保行動としての避難の考え方—まとめ—

安全確保行動	避難場所の例		説明
	屋内	屋外	
退避	自宅などの居場所	安全を確保できる場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
垂直移動	自宅の2階、居住建物の高層階		切迫した状況において、屋内の2階以上に避難すること
水平移動 (一時的)	避難所 知人宅など	公園・広場 高台・高所	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること
水平移動 (長期的)	指定避難所 知人宅など		住居地と異なる場所での生活を前提とし、指定避難所などに長期間避難すること

(出典：中央防災会議：災害時の避難に関する専門調査会 第3回会合資料)

2 風水害から避難する

台風や豪雨などの風水害は、地震に比べると予想ができることから、安易に考えがちです。危険な場所へ近づかない、不要不急の外出は控える、避難できる状況の間に避難を完了させることが必要です。

① 大雨、暴風が予測されるときには

台風が接近するなど、大雨、暴風が予測されるときには、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等から積極的に情報を収集し、早めの備えをしましょう。

② 河川の浸水や土砂災害の発生が予測されるときには

自宅が河川の浸水想定区域内（家屋倒壊等氾濫想定区域内では建物の構造、階層関係なく）や土砂災害の危険区域内で、建物の構造や階層から避難が必要な環境であれば、早めに指定避難所や知人宅への水平避難をしましょう。

屋外への水平避難に危険を感じる状況であれば、自宅や近隣の高所へ垂直避難を行い、少しでも身の安全を守る行動をとりましょう。

3 地震から避難する**① 緊急地震速報が流れたら**

緊急地震速報が流れたら、長くても十数秒から数十秒の間に大きな揺れがやってきます。

速報に気づいたら、とにかく自分の身の安全を守ることを最優先に考え、テーブルの下や物が落下してこない空間で揺れが収まるまで様子を見ましょう。無理して、自分がけが等をしたら、周囲の人の負担が増えるうえに、自分が助けるべき大切な人等を守ったり、その後の復旧・復興を行ったりすることができなくなってしまいます。

状況にもよりますが、揺れがくるまでに間に合いそうな場合には、乳幼児や子ども、高齢者等の身の安全を守る行動も考えます。

② 地震の揺れを感じたら

周囲の固定されていないものが飛んできたり、家具の転倒、自ら転倒してけがをしたりすることを防ぐため、周囲のものが倒れてきたり飛んできたりしてこない安全な場所で身を低くし、自分の身の安全を守ることを最優先に行動しましょう。

火を使っている時は、揺れが収まってからあわてずに火の始末をしましょう。

③ 揺れが収まったら

地震の揺れが収まったら、火の元の確認や周囲の人の安全確認を行きましょう。その際、最初の地震に引き続き、大規模な余震や津波、火災等が発生する場合がありますので、テレビやラジオ等で情報収集を行うとともに、できるだけ迅速に行動し、安全な場所に移動するよう心がけましょう。

4 津波から避難する

地震で避難する際には、津波が予想される場合と、予想されない場合によって大きく違います。そのため、今いるところが、津波浸水被害が予想される場所なのか、そうではない場所なのかを見極め、行動に移すことが肝心です。

市の取り組み

3.6 津波避難施設の整備

(防災施設整備課)

地震発生後、早い場所では30分以内に津波が押し寄せる可能性があり、周辺に高い場所や建物が無い地域の方々は安全な場所に避難することができません。このため、近くに津波から避難する場所がない地域（避難困難地域）を対象として、津波緊急避難場所を下記のとおり整備しています。

場所	名称	形式	収容人数	完成年月
村松町地内	村松町津波避難施設	タワー	368人	H26.3
大湊町地内	大湊町津波避難施設	タワー	1,333人	H27.3
有滝町地内	有滝町津波避難施設	タワー	906人	H28.3
一色町地内	一色町津波避難施設	タワー	1,408人	H28.3
二見町西地内	二見町西津波避難施設	タワー	1,799人	H29.3
磯町地内	磯町津波避難施設	マウンド	587人	H29.3
東豊浜町地内	東豊浜町津波避難施設	タワー	864人	H30.3
二見町今一色地内	二見町今一色津波避難施設	タワー	1,215人	H30.7

① 津波から迅速に避難する

地震発生後、津波の発生が予想される場合には、気象庁から**大津波警報・津波警報・津波注意報**が発表されます。市では、これらの発表を受けて、防災行政無線のサイレンや放送、緊急速報メール、CATVなどの手段でお知らせしますので、自分が津波浸水想定区域やその付近にいる場合、迅速に避難行動を開始しましょう。避難する際には身体の状況や、周りの状況などに応じて可能な限り安全度ランクの高い避難所を目指しましょう。

② 安全に避難する

大地震の発生後、津波緊急避難所（場所）へ行くまでには倒壊した建物や火災等、危険な箇所が多数あることが考えられます。避難所（場所）へ向かう際には、周囲の状況に注意し、冷静に、落ち着いて行動しましょう。

●指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容 P.66

5 ペットと一緒に避難する

災害時には飼い主とはぐれたペットが放浪状態となったり、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物アレルギーがある方や動物が苦手な方との避難生活に苦慮したりと、様々な問題が発生する可能性があります。

万が一の災害に備えて、同行避難が可能な避難所を確認しておくことや、ペットを預かってくれるところをさがしておくことと安心です。ペットと同行避難をする場合には、ペットのためのケージや食料等を持参しましょう。また、避難所は多くの避難者との共同生活の場となりますので日ごろから適切な飼育を心がけ、避難所では避難所運営者の指示に従って避難生活を送りましょう。

市の取り組み

37 避難所の位置づけ

(危機管理課)

災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るための「指定避難所」、「津波緊急避難所(場所)」(基本法第49条の4)と、災害の危険性があり避難した方を危険性がなくなるまで滞在していただく、又は災害により家に戻れなくなった方が一時的に滞在していただく「避難生活施設」、「福祉避難所」(基本法第49条の7)があります。

また、自治会が自主的に開設、運営する「自治会避難所」を市が自治会からの届け出に基づき安全性を確認したうえで認定しています。

区分	概要	基本法での位置づけ	開設	運営者
指定避難所	職員を派遣し、市が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同
自主避難所	避難指示を発令する前に自主避難できるように開設する避難所	指定緊急避難場所	市	市と自治会の協同
津波緊急避難所(場所)	津波から一時的に避難する施設・場所であり、避難生活をする場所ではない	指定緊急避難場所	—	—
福祉避難所	市と福祉避難所としての協定を締結している施設。施設の管理者が運営する 常時介護を必要とするなど、指定避難所などでの生活が困難な方が避難生活をする	指定避難所	—	施設管理者
自治会避難所	自治会が自主的に開設、運営する避難所	—	自治会	自治会
避難生活施設	災害の危険が去った後に帰宅できない方のために避難生活を目的として開設する施設	指定避難所	市	市と自治会の協同

市の取り組み3 伊勢市防災マップ

市の取り組み

38 安全度ランクの設定

(危機管理課)

災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るための「指定避難所」、「津波緊急避難所(場所)」については各種災害から一定以上の基準を満たしたうえで指定していますが、市民の皆さんが、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を目指していただく指標とするため安全度ランクを設定しています。



市の取り組み

39 避難対策

(企画チーム、避難所チーム)

災害時において人命を守るため、市民の皆さんの避難に関する計画を定めます。人的被害が発生したとき又は発生が予測されるとき、被害を最小限に止めるために、【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示を伝達し、避難誘導を行う等、市民の皆さんの安全な避難を図ります。

また、大規模災害では多くの人々が住まいを失うことが想定されることから、避難生活施設の開設・運営体制を整えます。

① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示に基づく避難誘導の実施

災害や事故の発生によって人命の危険が予測されるときは、市は【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示を発令し、当該地域住民に伝達し、適切な避難誘導を実施します。

② 避難方法及び避難誘導・情報伝達体制

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動要支援者に対して、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づく支援に努めます。

また、避難誘導にあたっては、市職員、消防職員、消防団員が自主防災組織、自治会、民生委員等と協力し、要配慮者を優先して行います。

氾濫注意水位（洪水予報発表）に達した際、また、土砂災害の危険性（土砂災害警戒情報の発表）が生じた際には、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第4号口、土砂災害防止法8条）に対して、避難所の開設情報、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示等の情報をFAXで送信します。

なお、指定避難所では対応が難しいと市が判断した方について福祉避難所等での受入れを調整し搬送します。

第3節 地域で組織的に活動する

地域で組織的に活動する

- 1 みんなで火を消す
- 2 力を合わせて助ける
- 3 情報を収集、伝達する
- 4 要配慮者を支える

1 みんなで火を消す

地震発生の際、まずは、火を出さないことが肝心です。自分の家が安全であれば隣近所に声をかけ安否を確認し、万が一、出火していたら、協力して初期消火に努めましょう。

また、負傷者や倒壊家屋等に閉じ込められた人を発見したら、消火活動とともに救出・救護活動も行いましょう。

南海トラフ地震等、大規模な災害では、火災が多数発生したり、道路が損壊していたりといった理由により、消防機関の到着が遅くなる場合も考えられます。

そのため、家庭の風呂水からのバケツリレー等、あらゆる防災資源を総動員して初期消火活動を行いましょう。

2 力を合わせて助ける

南海トラフ地震が発生した場合、建物倒壊や延焼火災によって、多くの負傷者が発生すると予想されています。加えて停電や交通渋滞等により救急隊、医療機関も通常どおりの活動はできません。

災害時には、地域団体や市民の皆さんは自らの身の安全を確保できる範囲で、身近にいる人や近隣の人たちと協力して、簡易な救助活動や適切な応急手当を行いましょう。

3 情報を収集、伝達する

災害時、避難生活時にはテレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線などから様々な情報を積極的に収集し、地域で共有し活動を行いましょう。

特に風水害は突然襲ってくる地震とは違い、発生までにある程度の時間が見込めるため、早めに情報収集体制を確立し、避難行動をとる事によって人的被害を抑えることが可能となります。

また、地域で危険な事象や問題が発生した場合には市までお知らせください。災害の状況に応じて対応に優先順位をつけ生命に係る案件から順に対応していきます。

4 要配慮者を支える

地域には、災害から身を守るために必要な情報の把握や、安全な場所へ避難し避難生活を送るなどといった、災害時の一連の行動に対してハンディーキャップをお持ちの方（**要配慮者**）がいます。このうち、**避難行動要支援者**の方については、本人や家族の同意に基づき市が「**防災ささえあい名簿**」を作成し、避難支援等関係者にお渡しすることにより情報を共有しています。

災害発生時には、名簿の活用等により**避難行動要支援者**を支援するとともに、何らかの支援を必要とする方々について地域のみんなで支えあい、かけがえのない命を守りましょう。

市の取り組み

40 消防救急

(消防チーム、企画チーム)

① 消防救急活動

消防機関は的確な消火、救急活動等、市民の皆さんの生命、身体の保護を優先した活動を行います。

また、自主防災組織等が協力して出火防止、初期消火、延焼防止及び負傷者の応急手当に努めます。

② 救助活動

消防機関は、市民の皆さんの生命、身体の保護を優先した迅速な救助活動を行います。

しかし、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術、器具等を必要とする場合もあり、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、自衛隊、警察及び隣接市町と緊密な連絡をとり、万全を期するものとします。

③ 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保します。

市の取り組み

41 医療救護

(医療保健チーム、避難所チーム)

① 救急医療・保健対策

市区域内において、自然災害又は人為的原因等により突発的に発生した災害で、特に集団的に多数の傷病者が発生した特殊な事態に対処して、これら傷病者の救護のために行う応急手当、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な医療等、災害応急対策を実施する関係機関が有機的な協力のもとに迅速かつ的確な救急医療活動を実施し、被害の軽減を図ります。

② 保健活動

また、災害時において効果的にまたスムーズに保健・福祉活動を実施するため、保健・医療・福祉分野が調整・連携し対応します。

③ 避難行動要支援者対策

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難する等、災害時において適切な避難行動をとることが特に困難な方について、避難支援体制を整えます。

第4節 事業所での防災活動

事業所での防災活動

- 1 安否確認を行う
- 2 消火活動、危険物等の漏出防止を行う
- 3 従業員への対応
- 4 地域団体との連携

1 安否確認を行う

災害発生直後は、従業員一人一人が自らの安全を守ることが第一です。職場の長は事前に決めた方法で、従業員の安否を確認し、初動対応ができる方、救援が必要な方を迅速に把握しましょう。

2 消火活動、危険物等の漏出防止を行う

火災が発生した場合には**自衛消防組織**等で避難誘導、初期消火に努めましょう。また、危険物等を扱う事業所では可能な限り漏出の防止に努めましょう。

3 従業員への対応

① けが人への対応

けが人がいる場合には救命講習で得た知識で応急手当を実施しましょう。また、大規模災害で消防署が対応できない場合や電話が繋がらない場合には、負傷者を病院へ搬送しましょう。

② 備蓄物資の支給

食糧、飲料水、毛布などを**帰宅困難者**となった従業員や、災害復旧活動に従事する従業員などに配布しましょう。

また修理、復旧に必要な緊急物資の備蓄も活用しましょう。

③ トイレ対策

震災後には大規模な断水被害も想定されています。事業所のトイレが使用できる状況か確認しましょう。使用できない場合には備蓄している携帯トイレや仮設トイレを使用しましょう。

4 地域団体等との連携

事業所は、自らも地域を構成する一員として、自助、共助の精神に基づき、初期における消火や救出救助、応急救護活動等に地域団体とともに積極的に参加し、被害の軽減や二次災害の防止に努めて下さい。

市の取り組み

4.2 企業・事業所を対象とした対策（予防課、商工労政課、危機管理課）

市は、事業所の防災対策が適切に実施されるように以下の対策を進めます。

① 消防計画や事業継続計画（BCP）の作成促進

消防計画やBCPの作成・点検の促進を図ります。

臨海部に立地する事業所への津波避難対策を含めたBCPの作成・点検を促進します。

② 地域と連携した防災対策・防災活動の推進

事業所と地域等の連携が促進されるための環境を整備します。

避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結します。

③ 自衛消防組織の活動支援

自衛消防組織の活動及び自主防災組織との連携強化を支援します。

④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいた対策計画及び南海トラフ地震防災規程の作成指導

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、南海トラフ地震防災対策推進地域内で、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、大勢の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等を対象に、津波からの円滑な避難の確保等について定めた対策計画又は地震防災規程を定めることが義務付けられました。

市では、対象となる施設等に対策計画又は地震防災規程を作成するように指導します。

第3章 いのちをつなぐ

第1節 避難所を主体的に運営する



1 避難所を開錠する

風水害では、市の職員が指定避難所を段階的に開錠し、地域の皆さんと一緒に、避難者の受入れを実施します。地震や大規模事故など突発的に発生する災害では、市の職員を必ず避難所へ派遣できるとは限りません。事前に施設管理者、地域、市で開錠の方法を協議しておきましょう。

市の取り組み

4.3 沿岸部の津波緊急避難所への進入方法確保

(防災施設整備課)

① 津波避難のための屋外階段整備

津波からの迅速な避難を達成するために、沿岸部の津波緊急避難所へ屋外階段を整備しています。これにより、市や施設管理者の到着を待つことなく、津波からの安全を確保できる階層まで避難することが可能です。

② 自動開錠鍵ボックス整備

地震の揺れを感知し、自動で開錠する鍵ボックスを屋外階段整備に併せて整備しています。鍵ボックスの中には施設内へ進入するための鍵を収納しています。

2 避難所施設の安全を確認する

夜間の地震や津波など突発的な災害で、市や施設管理者が不在の時に避難所へ到着した場合には、避難所を開錠した後に、代表者の方で施設の外部や避難誘導スペースが安全か確認しましょう。

3 避難所を運営する

大規模の災害が発生し、家屋への被害が多数発生した場合には、多くの方が避難所に長期間滞在することが考えられます。そのため、避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、自治会や避難者、市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者などからなる「避難所運営委員

会」を立ち上げ、組織的な活動を実施しましょう。**要配慮者**や男女のニーズを的確に把握して円滑な運営ができるように、運営委員には、女性や障がい者等、多様な人々に参画してもらうようにしましょう。

また、大規模な地震が発生した場合は、避難所担当職員の迅速な派遣が困難な場合も想定されます。自治会や自主防災組織等の地域団体は、事前に関係者と協議のうえ作成した避難所運営マニュアルを活用しながら、地域の組織力を活かし、避難者をまとめて各種活動にあたりましょう。

4 避難所運営訓練を実施する

地域で作成する避難所運営マニュアルを活用した避難所運営訓練を定期的の実施して、役割分担や、資機材、課題の確認を行いましょ。また、訓練を通じて避難所運営マニュアルの検証を行いましょ。

市の取り組み

4 4 避難所の運営

(避難所チーム)

① 市の役割

市は、避難所担当職員を派遣し（警報発表中の津波緊急避難所を除く）、避難所の立ち上げを行い、その後は、避難所との情報伝達を密に行いながら、避難所への必要物資の手配や災害情報の提供等を行うとともに、避難所内から要請や依頼のあった課題の解決を図ります。

② 避難所担当職員の役割

避難所担当職員は、「避難所運営委員会」による運営に携わるとともに、主に、**災害対策本部**との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行います。また、避難者のニーズの把握、**要配慮者**や男女のニーズへの配慮、健康管理やプライバシーへの配慮、感染防止対策等に努めます。

③ 施設管理者・職員の役割

避難所の施設の管理者や職員は、避難所の運営に携わるとともに、避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行う等、施設の活用に関することを中心に、運営の支援を行います。

市の取り組み

4 5 避難所運営体制づくりのサポート

(危機管理課)

① 避難所運営マニュアル作成

それぞれの地域が災害時に円滑に機能する避難所運営マニュアルを作成するサポートをします。

② 避難所運営訓練実施

それぞれの地域が避難所の開設から運営までの一連の流れを確認する訓練の実施をサポートします。

③ 感染症対策

避難所における感染症対策として、衛生資材の備蓄を行ないます。また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用することを検討します。

市の取り組み**46 災害用マンホールトイレの整備****(防災施設整備課)**

災害時において避難所では、停電や断水等により既存のトイレが使えない可能性があり、避難者の健康被害と衛生環境の悪化をもたらします。このため、避難生活施設のうち浸水の恐れがない（津波浸水想定区域外の）避難所に災害用マンホールトイレを整備しています。

なお、トイレの組立、運営は地域住民主体が基本であることから、日頃から訓練により使用方法を習得する必要があります。市では訓練時における組み立て方等のサポートを行います。

第4章 再建への足掛かり

第1節 災害の片付け

災害の片付け

1 浸水後の清掃、消毒

2 災害廃棄物の搬出

3 ボランティアの受入れ

1 浸水後の清掃、消毒

浸水後は、家屋や家具等に汚泥が付着するため、しっかりと清掃を行う必要があります。

また、感染症の発生を予防するためにも、消毒を行う必要があります。市から配布された消毒剤で消毒しましょう。

防疫活動に際して、市は、市民の皆さんと協働して、家屋・便所・溝等の消毒活動を行います。また、防災行政無線、臨時広報紙等により、感染症予防の啓発、広報を行います。

2 災害廃棄物の搬出

浸水により使用できなくなった畳、家具、電化製品等の大量のごみは、市の指示に従い、災害廃棄物の集積や分別等についてルールを守って搬出しましょう。

市では、被害地域の廃棄物の発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、必要な人員・資機材を確保します。必要に応じて、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、県を通じて各市町又は関係団体等に協力を要請します。また、その程度により近隣市町に応援を要請します。

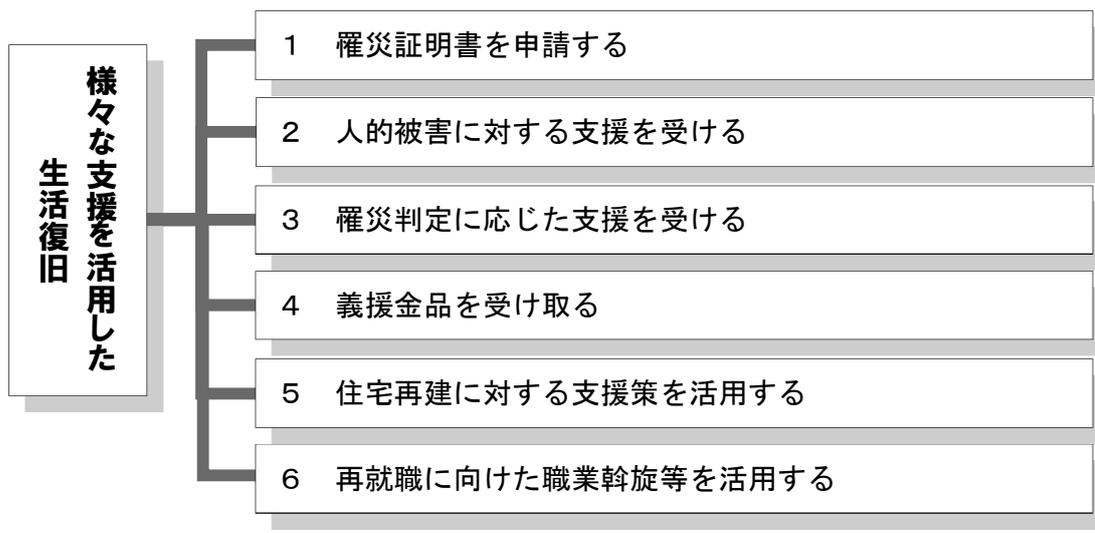
3 ボランティアの受入れ

清掃、消毒、廃棄物の搬出等においては、高齢者、障がい者等に配慮するとともに、ボランティアの応援を得て、地域全体で協力して、適切かつ迅速に行うようにしましょう。

災害時により迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が行えるよう、市は、伊勢市社会福祉協議会との相互協力により、「伊勢市災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センター等と連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受入れます。

ボランティアによる支援が必要な方、地域は伊勢市災害ボランティアセンターへ支援を要請しましょう。

第2節 様々な支援を活用した生活復旧



1 罹災証明書を申請する

「罹災証明書」とは、家屋等の「被害程度を証明」するもので、市内で被害を受けた家屋等が対象となります。「罹災届出証明書」は、市に対して「被害の届出がなされたことを証明」するもので、家屋等に限らず、被害が生じた動産（車、家財道具、事業用資産等）も対象となります。

罹災証明書は、災害に遭われた市民の皆さんに対して、災害救助の観点から被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置適用の判断材料となるものです。また、保険金の請求や各種支援・救済措置などの手続の際に提出を求められることがあります。

市職員等が現地を調査（被害認定調査）するほか、災害に遭われた市民の皆さんから「被害状況の写真」を添えて市に申請することにより、罹災判定を行います。

被災直後は、精神的ショックを受けて、その後の生活再建に意識が回らないかもしれませんが、各種支援策を受けるためにも、罹災証明書についてはできるだけ早めに申請しましょう。

2 人的被害に対する支援を受ける

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により死亡した又は行方不明となった市民の皆さんの遺族及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民の皆さん、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して行われる支援で、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給等があります。各制度の条件に当てはまる方々は、この支援を受けることができます。

3 罹災判定に応じた支援を受ける

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯は、罹災判定に応じ、被災者生活再建支援金や見舞金の支給を受けることができます。また、税金の減免・特例措置、公共料金の

免除等の措置が受けられる場合もあります。

4 義援金品を受け取る

自然災害の被災者のため、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力し、全国各地から寄せられた「善意のお金や物資」を「お見舞金品」として配分します。罹災者はこうした義援金品を受け取ることができます。

5 住宅再建に対する支援策を活用する

自ら新築又は購入、補修する自力再建支援や災害公営住宅等の賃貸住宅にかかる支援等、被災した住宅を再建するための支援が活用できます。

6 再就職に向けた職業斡旋等を活用する

早期の再就職に向け、市等が開催する臨時職業相談所等の利用や、公共職業安定所による職の斡旋を受けることができます。

市の取り組み

4 7 被害認定調査

(生活再建チーム)

被害認定調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって、原則として被害を受けた全ての家屋を対象に市が実施します。同指針には、地震による被害、水害による被害、風害による被害について、その判定基準が定められています。なお、火災については、消防庁が定めた「火災報告取扱要領」によって消防本部が実施します。

被害認定調査では職員が現地調査等を行うため、広範囲で被害が発生した場合、調査完了までに多くの日数を要する可能性があります（大規模な災害が発生し、被害が多数発生している場合は、迅速に罹災証明書の発行を行うために、外観だけで調査する方法をとる場合もあります）。

住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合（＝損害割合）に基づき、被害の程度を判定します。これを『罹災判定』といいます。

また、被害認定調査の結果に不服がある場合には、再調査を申請することができます。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部破損
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

市の取り組み

4 8 被災建築物応急危険度判定調査

(応急復旧チーム)

地震等により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の皆さんの安全確保を図るために市は県と連携し、建物等の応急危険度判定を行います。

応急危険度判定は、市から依頼を受けた応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建築物への立入りが危険か否かを応急的に判定します。

応急危険度判定を行った場合、その判定結果に基づき、危険（赤紙）、要注意（黄紙）、調査済み（緑紙）のいずれかの判定標識を建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者だけでなく、付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを容易に識別できるようにします。また、判定標識には、判定結果に基づき簡単な説明及び二次災害防止のための処置について書かれています。なお、この判定は、罹災証明書のための被害認定調査とは異なります。応急危険度判定は、余震等により二次被害が発生しないように、被災した建築物が応急的な安全性を有しているかどうかを判定するものです。応急危険度判定と被害認定調査とは目的が異なりますので、判定結果が必ずしも同じになるわけではありません。



市の取り組み

4.9 被災宅地応急危険度判定調査 (応急復旧チーム)

大規模な地震又は大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被災宅地危険度判定士が宅地の危険度を判定、表示することにより、二次災害を軽減、防止し、市民の皆さんの安全を確保することを目的に実施します。被災宅地危険度判定の結果は、3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。なお、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。



市の取り組み

50 人的被害に対する支援

(生活再建チーム)

自然災害により死亡（又は行方不明）になった市民の皆さんの遺族、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民の皆さん、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、市は次の支援を行います。

① 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人あたり

ア その者が主として生計を維持していた場合 500 万円

イ その他の場合 250 万円

② 災害障害見舞金の支給

ア 災害により障がいの状態となった者が主として生計を維持していた場合 250 万円

イ その他の場合 125 万円

③ 災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150 万円～350 万円の貸付を行う（10 年償還）

④ 生活福祉資金の貸付【担当：社会福祉協議会】

ア 貸付の対象：次のいずれかの要件に該当する世帯

(1) 資金の貸付に合わせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

(2) 身体障がい者世帯、知的障がい者又は精神障がい者の属する世帯

(3) 日常生活上療護又は介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（市社会福祉協議会に備えつけられている）を市社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出

ウ 貸付金の種類

(1) 総合支援資金 (2) 福祉資金 (3) 教育支援資金 (4) 不動産担保型生活資金

(注) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として生活福祉資金の貸付対象にはなりません。

⑤ 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

(1) 20 歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母

(2) 父母のない児童（父母（養父母を含む）と死別した児童及びこれに準ずる児童）ただし、修学資金、修業資金、就職支度金及び就学支度資金に限ります。

(3) 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であったもの）

(4) 40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

(注 1) (2)については、児童及び子に対する資金の場合は、対象児童若しくは子が連帯借受人として債務の返済義務を負います。

(注 2) (3)(4)については、現に扶養する子等のない寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とします。

(注3) 借受人の収入・負債の状況によっては、連帯保証人と立てなければ貸付できない場合があります。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（市役所に備付）に関係書類を添付して、市役所を経由して県に提出

ウ 貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能習得資金、生活資金、就職支度資金、修学資金、転宅資金、就学支度資金、修業資金、医療介護資金、結婚資金

⑥ 恩給共済年金担保融資

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出

イ 貸付金の限度、機関等

貸付額 恩給年額の3年分以内の額、ただし、最高は、250万円です。
償還期限 3年以内

市の取り組み

5.1 罹災に対する支援策

(生活再建チーム)

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、罹災証明の内容に応じて、次の支援を行います。詳細については、担当にご相談ください。

また、税金の減免・特例措置、公共料金の免除等の措置も行います。

① 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、基金を活用して支援金を支給します。

ア 対象となる被災世帯：自然災害により被災した次の世帯

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額：支援額は、以下の2つの支援金の合計額です。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

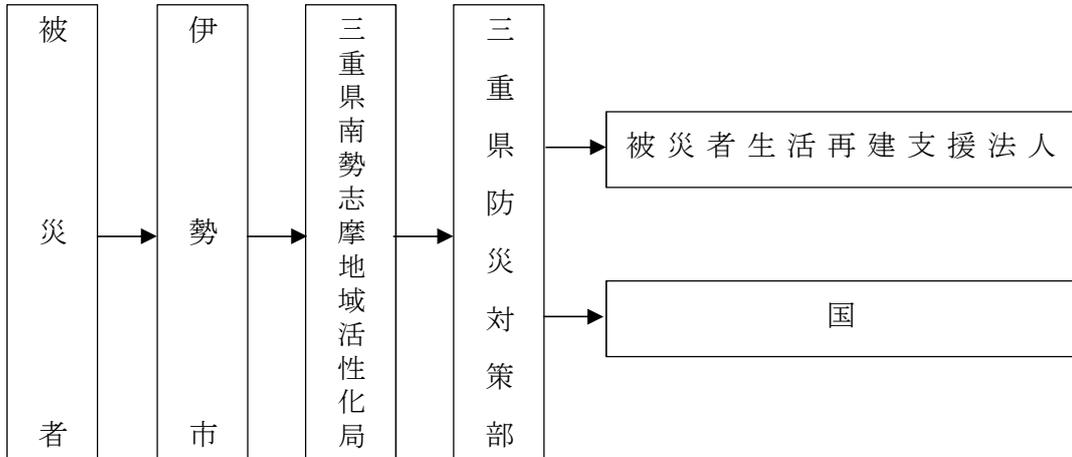
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

ウ 支援金の支給申請

申請期間 基礎支援金 災害発生日から 13 月以内

加算支援金 災害発生日から 37 月以内



② 見舞金の支給

救助法の適用を受けない災害の罹災者に対し次の見舞金を支給する。

(「伊勢市災害見舞金等支給要綱」平成 17 年 11 月 1 日施行)

- ア 死亡者 1 人について 70,000 円
- イ 全壊（焼）流失一世帯について 50,000 円
- ウ 半壊（焼）一世帯について 30,000 円
- エ 床上浸水で本部が必要と認めた場合 一世帯について 20,000 円

市の取り組み

5.2 義援金品の配分

(生活再建チーム、物資チーム)

自然災害の被災者のため、三重県共同募金会 日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力し、全国各地から寄せられた「善意のお金や物資」を「お見舞金品」として配分します。

義援金の配分は、被災地のニーズ・状況、義援金品等の内容数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送します。

(参考事例) 義援金の配分状況

〈義援金 振込日別 整理表〉

単位：円

振込日の目安	種類	死亡等	全壊	半壊等	施設全壊	施設半壊
平成23年5月12日	国等1次	500,000	500,000	250,000	—	—
平成23年7月28日	国等2次	815,000	815,000	534,000	—	—
平成23年9月22日 (国等2次追加1・市1次をまとめて振込)	国等2次追加1	(132,000)	(132,000)	(66,000)	—	—
	市1次	(50,000)	(50,000)	(30,000)	—	—
	計	182,000	182,000	96,000	—	—
平成23年10月27日 (施設被害の国等1次・2次をまとめて振込)	国等1次	—	—	—	(350,000)	(180,000)
	国等2次	—	—	—	(694,000)	(347,000)
	計	—	—	—	1,044,000	527,000
平成23年12月19日	国等2次追加2	73,000	73,000	73,000	—	—
平成24年3月22日	市2次	25,000	25,000	15,000	—	—
平成24年5月24日	国等3次	100,000	100,000	67,000	66,000	33,000
平成24年12月20日	国等3次1	44,000	44,000	25,000	38,000	19,000
平成25年12月19日 (国等3次追加2・市3次をまとめて振込)	国等3次2	(59,000)	(59,000)	(47,000)	(24,000)	(12,000)
	市3次	(20,000)	(20,000)	(16,000)	—	—
	計	79,000	79,000	63,000	24,000	12,000
平成26年12月18日 (国等3次追加3・市4次をまとめて振込)	国等3次3	(34,000)	(34,000)	(23,000)	—	—
	市4次	(4,000)	(4,000)	(3,000)	—	—
	計	38,000	38,000	26,000	—	—
平成27年12月21日 (国等3次追加4・市5次をまとめて振込)	国等3次4	(23,000)	(23,000)	(16,000)	—	—
	市5次	(3,000)	(3,000)	(2,000)	—	—
	計	26,000	26,000	18,000	—	—
合計	国等の合計	1,780,000	1,780,000	1,101,100	1,172,000	591,000
	市の合計	10,200	10,200	66,000	—	—
	合計	1,882,000	1,882,000	1,167,000	1,172,000	591,000

(出典：岩手県宮古市被災者支援ガイドブック)

市の取り組み

53 住宅再建に対する支援策 (住宅政策課)

- ア 自力再建にかかる支援（ご自身で新築又は購入、補修する方向け）。
住宅の新築・取得、補修にあたって、建替え等資金助成や融資制度の情報を提供することにより住宅の自力再建を支援します。
- イ 自力再建が困難な被災者にかかる支援
自力再建が困難な被災者に対しては、災害公営住宅の整備を進め、安定した生活確保を支援します。

① 災害復興住宅融資【担当：独立行政法人住宅金融支援機構】

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、ご自分が居住するための住宅を建設、購入若しくは補修する方がご利用できます。

ア 対象者

- ・自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方
【建築・新築】住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方（「一部破損」等の場合は【補修】のみが対象）
【補修】住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」を交付されている方
- ・ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修される方
- ・年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（＝総返済負担率）が次の基準を満たす方

年収 400 万円未満：総返済負担率 30%以下
年収 400 万円以上：総返済負担率 35%以下

イ 融資限度額

建設		購入	補修
土地を取得する場合	土地を取得しない場合		
3,700万円（注1）	2,700万円（注1）	3,700万円（注1）	1,200万円

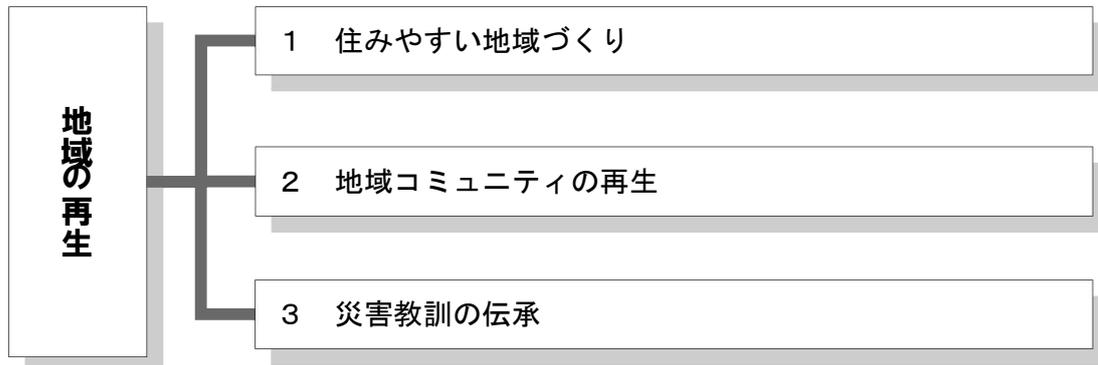
（注1）

被災親族同居の場合は640万円が加算されます。被災親族同居とは、申込本人と親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設され、又は購入された住宅に申込本人と同居する場合をいいます。

② 二重ローン対策

被災した住居に対する住宅ローンが残っていた場合、新たな住宅再建における更なる住宅ローン（いわゆる、二重ローン）が必要となるため、円滑な住宅再建に向けた二重ローン対策について、国や県の動向を踏まえ、支援を行います。

第3節 地域の再生



1 住みやすい地域づくり

大規模災害時には、多くの家屋が被害を受け、住宅等の再建が必要となります。住宅等の再建時には、セットバックや塀の建て方の検討によって地域内の道路幅を広く取り、お互いに住みやすく、災害時にも避難経路が確保しやすい地域づくりをしましょう。

2 地域コミュニティの再生

災害発生直後には、多くの人々が避難所での生活を余儀なくされ、これまで住んでいた場所や地域を離れることが予想されます。長期化する避難生活によって、近所の交流や地域のつながりが希薄となることから、生活への活力が奪われてしまいがちです。毎年恒例で行っていたまつりや交流会など、地域の行事を再開し、地域コミュニティの再生に取り組みましょう。

3 災害教訓の伝承

大きな災害が起きた直後においては災害に対する意識が高く、災害に対する備えや訓練も活発に行われます。しかし、時間の経過と共に災害の経験は風化し、災害に対する意識も薄れがちとなっていきます。また、大きな災害は数十年に1度の発生であり、次の災害発生時には過去の大規模災害経験者はわずかしかないことが想像されます。災害の経験や教訓を後世に伝承し、地域の防災力の向上を目指しましょう。

第4節 事業所の業務再開・復旧

事業所の業務再開 復旧

- 1 業務再開拠点を確保する
- 2 業務の再開、復旧に関する基本方針
- 3 応援を受ける
- 4 取引先、得意先への対応

1 業務再開拠点を確保する

事業所が被災して業務が継続できなくなった場合、業務の再開の方法は二種類あります。ひとつは被災した事業所の応急復旧を行い、そこで再開する方法です。もうひとつの方法は予め決めた代替拠点で直ちに再開する方法です。

代替施設の事前選定にあたっては各種災害からのリスクを確認して判断しましょう。

2 業務の再開、復旧に関する基本方針

基本方針は、業務の早期再開、復旧のための戦略又は戦術を効果的、効率的に行うために必要不可欠です。防災対策の方針に加え、事業所の業務をどのように再開、復旧していくのか経営者の言葉で述べる必要があります。

3 応援を受ける

場所の異なる複数の事業場を持つ事業所では、他の事業場から被災事業場への業務再開、復旧にかかる応援について対策を検討しておきましょう。また、事前に決めておいた応援内容を協力会社に要請しましょう。

4 取引先、得意先への対応

これまでの地震対策では人命の安全、資産保全に関する緊急時の対応が中心で、納品の中止、サービス提供の中断により取引先、得意先の被る不利益への対応はあまり考えられてきませんでした。顧客や取引先のリストに基づき清算、出荷計画の変更連絡や調整を行い事業所の被災状況、復旧見込などの情報を併せて伝えましょう。

第5節 復興まちづくり

復興まちづくり

- 1 地域における復興まちづくり組織の設立
- 2 自分たちの新しい生活像を考える
- 3 新しい生活を支える地域レベルのまちづくりを考える
- 4 復興まちづくりを実現する

1 地域における復興まちづくり組織の設立

復興まちづくりでは、行政とパートナーシップをもって地域の復興を進めていく母体となる組織が必要であり、地域住民が一体となって設立します。

しかし、多くの市民の皆さんが被災して避難生活を行っている状況においては、短期間でこうした組織を立ち上げることは容易ではありません。したがって、自治会が被災後に復興まちづくり組織となることを位置づけておくことや、日頃から「災害が発生した際の地域の復興」をテーマに学習会を行う等、復興のまちづくりに関する意識を高める活動に取り組みしましょう。

2 自分たちの新しい生活像を考える

地域の復興まちづくりを考えていくにあたっては、まず地域で生活する各自が今後、その地域でどのような暮らしをしていくかを検討しましょう。例えば、今から10年後、20年後にはどのような家族構成で、どのような仕事をしているかを考えていく中で、生活再建シナリオを描きましょう。

3 新しい生活を支える地域レベルのまちづくりを考える

各自が生活の再建を描く中で、それらを実現する土地利用や街並み、道路、公園、商業機能の立地や交通の利便性といった生活機能を考えましょう。地域によっては、公園が少ない等の被災前の街並みに課題があった場合には、その課題を解決していくことも必要です。

道路や公園等の公共施設の整備にあたっては、街路事業、土地区画整理事業といった事業等を活用して進めていくことから、市と意見交換しながらまちづくりを検討し、各地域での**復興まちづくり計画**としてまとめましょう。

4 復興まちづくりを実現する

復興まちづくり計画が策定されてからは、行政では、道路や公園、災害公営住宅の整備といった本格的な復興まちづくりが始まり、まちの基盤が整っていきます。市民の皆さん各自による家の再建、復興まちづくりが実現します。

市の取り組み

5.4 復興まちづくりに必要な制限を行う

(都市計画課)

県と市が連携して、被災した市街地において迅速に復興まちづくりを進めるため、次のような手法により建築物を制限することがあります。

① 建築基準法に基づく第一次建築制限

面的被害地区において土地区画整理事業や市街地再開発事業等を実施することが見込まれる場合、その区域内で無秩序な再建による事業への影響を未然に防ぐため、建築基準法第84条に基づく建築制限（災害発生日から1か月。ただし、1か月を超えない範囲で延長可能）の実施を特定行政庁である三重県知事に要請することがあります。

② 被災市街地復興特別措置法に基づく第二次建築制限

復興まちづくりの事業化には関係権利者の合意形成が不可欠です。上記の第一次建築制限期間内で計画検討や合意形成が難しい場合、**被災市街地復興特別措置法**に基づく「**被災市街地復興推進地域**」を都市計画決定することで、災害発生日から最長2年まで**被災市街地復興特別措置法**により、建築制限期間を延長することができます。この間に復興まちづくりに関する合意形成を行うこととなります。

③ 災害危険区域の指定による建築制限

津波、高潮、洪水等の災害から人命を守るため、建築基準法第39条に基づいて、条例で区域を指定し、建築制限を実施することがあります。特に、住宅等の居住用建築物の建築を制限することが考えられます。

表 市と県の取り組み一覧

番号	取組	担当部署	
1	土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定	県	—
2	土砂災害警戒情報の提供	県	—
3	伊勢市防災マップ	市	危機管理課、監理課
4	伊勢市防災総合システムの確認や登録	市	危機管理課
5	防災みえ.jp	県	—
6	災害情報共有システム（Lアラート）	県	—
7	高齢者等宅の家具固定支援	市	危機管理課
8	「Myまっぷらん」の作成	県	—
9	「防災ノート」の活用	県	—
10	伊勢市備蓄計画	市	危機管理課
11	災害用井戸の登録制度	市	危機管理課
12	三重県避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金	県	—
13	木造住宅の無料耐震診断・耐震補強(設計・工事等)補助制度	市	住宅政策課
14	住宅の耐震改修促進税制措置	市	課税課
15	ブロック塀等撤去事業補助制度	市	住宅政策課
16	救命講習の実施	市	消防課
17	AED（自動体外式除細動器）の貸出	市	健康課
18	三重県・三重大学 みえ防災・減災センター	県	—
19	伊勢市防災センター	市	危機管理課
20	防災講習・防災訓練の実施、防災アドバイザーの活用	市	危機管理課
21	防災啓発専門員・指導員、地震体験車の派遣	県	—
22	地域への防災資機材等の購入資金支援	市	危機管理課
23	防災訓練実施にかかる助成	市	危機管理課
24	防災訓練における災害補償体制	市	危機管理課
25	避難所運営マニュアル作成支援	市	危機管理課
26	「ちから・いのち・きずなプロジェクト」	県	—
27	三重県中小企業BCPモデル	県	—
28	みえ企業等防災ネットワーク	県	—
29	消防団協力事業所表示制度の普及	市	消防課
30	災害時における物資供給等に関する協定締結の促進	市	危機管理課
31	事業者に対する消防計画作成指導及び訓練指導	市	予防課
32	地域による津波避難計画の作成支援	市	危機管理課
33	津波避難訓練の実施	市	危機管理課
34	避難行動要支援者の安全確保	市	高齢者支援課
35	地域による地区防災計画の作成支援	市	危機管理課
36	津波避難施設の整備	市	防災施設整備課
37	避難所の位置づけ	市	危機管理課
38	安全度ランクの設定	市	危機管理課
39	避難対策	市	企画チーム、避難所チーム
40	消防救急	市	消防チーム、企画チーム
41	医療救護	市	医療保健チーム、避難所チーム
42	企業・事業所を対象とした対策	市	予防課、商工労政課、危機管理課

第2編 自助・共助 第4章 再建への足掛かり

番号	取組	担当部署	
43	沿岸部の津波緊急避難所への侵入方法確保	市	防災施設整備課
44	避難所の運営	市	避難所チーム
45	避難所運営体制づくりのサポート	市	危機管理課
46	災害用マンホールトイレの整備	市	防災施設整備課
47	被害認定調査	市	生活再建チーム
48	被災建築物応急危険度判定調査	市	応急復旧チーム
49	被災宅地応急危険度判定調査	市	応急復旧チーム
50	人的被害に対する支援	市	生活再建チーム
51	罹災に対する支援策	市	生活再建チーム
52	義援金品の配分	市	生活再建チーム、物資チーム
53	住宅再建に対する支援策	市	住宅政策課
54	復興まちづくりに必要な制限を行う	市	都市計画課